

月刊

日本行政

no.626
2025
January

1

New Year's
Greetings

会長年頭所感
総務大臣年頭所感



倉吉市打吹公園（鳥取県）

◆ Special Report

- ・貨物自動車運送事業の現状について
- ・令和5年度 権利擁護の取組に関するアンケートの実施報告

◆ Topics

- ・令和6年秋の叙勲
- ・理事会の開催報告
- ・ベトナム社会主義共和国国会法務委員会代表団との意見交換を実施
- ・日行連と地方協議会との連絡会を開催

一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました！
詳細はお知らせ記事を御確認ください。

令和7年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

日本行政書士会連合会 会長
常住 豊



令和7年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。
全国の行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から本会の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、皆様方が住民や自治体からの期待に応えて、行政書士制度の発展のために日夜御尽力をいただいておりますことに対しまして重ねて御礼申し上げます。
さて、昨年を振り返りますと、元日の能登半島地震に始まり、9月には東北地方や石川県能登地方に大きな被害をもたらした記録的な豪雨など多くの災害が発生し、心が痛むことがたくさんございました。また、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるなど災害に対する備えの重要性にも改めて痛感させられました。
本会では、これまで大規模災害の発生時には、行政書士ならではの被災者支援活動を行ってまいりました。その継続した取組が国や自治体等にも広く認められ、その結果の一つとして、昨年9月には、内閣府からの提案を受けて、「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との連携協定」の締結に至りました。本会では、この連携協定の締結を受けて現在募集中の「災害復興支援ボランティア」を「災害復興支援員」（仮称）に改組することを検討しており、大規模災害の発生時には、これまで以上に住民や自治体の皆様のお役に立てるようになるものと確信しています。
そして、日行連の喫緊の課題は、「デジタル社会に機能する行政書士制度の確立」です。現在は、令和5年9月にデジタル庁との間で締結した連携協定に基づき、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のために、行政書士がデジタル社会において国民と行政の架け橋としての役割を果たすための各種施策を進めているところです。また、行政書士が国民の期待に応え、国民の権利利益の実現に資することができるよう、行政書士法の改正も目指しています。そのためには、行政書士一人ひとりがあらゆるデジタル分野についての知見を身に付け、社会のデジタル化をリードしていく存在になる必要があると考えます。
本会のデジタル化への取組として、単位会も利用可能となる新たな「行政書士会員管理システム」が、昨年10月から稼働いたしました。このシステムは、日行連・単位会事務局の登録関係事務削減や、会員による新規又は変更登録等のオンライン申請等を目指したものです。今後、段階的に会員からの申請・届出を開始するとともに、オンラインによる各種行政手続等において行政書士の資格証明が行えるよう、デジタル庁が開発する「国家資格等情報連携・活用システム」との連携に向け、環境整備も進めてまいります。
私は、日頃から行政書士は、国民の皆様が不安や困りごとに直面したときに身近な相談役として想起いただける存在になるべきだと考えています。そして、そのためには「“そうだ、行政書士に相談しよう！”という気運を高めよう！！”という活動理念の下、私たち行政書士がいち早くあらゆるデジタル化に対応して、地域社会の発展を支えていく意識を持ち、国民の皆様が必要と思ってもらえる存在であり続けることが肝要です。
今後とも皆様方と連携・協力して行政書士制度の更なる発展を目指してまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
最後に、この新しい年が平和で、災害の少ない、安寧な年となりますとともに、皆様方にとって実り豊かな飛躍の年となりますことを祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

令和7年 総務大臣年頭所感



総務大臣

村上 誠一郎

令和7年の新春を迎え、お慶びを申し上げます。

現在、全国で5万3千人を超える行政書士の皆様方が各地域で職務に精励され、「頼れる街の法律家」として、国民の皆様から厚い信頼を寄せられています。これもひとえに、各地域で職務に真摯に取り組み、熱意を持って活動してこられた行政書士の皆様方、各都道府県行政書士会、そして日本行政書士会連合会のたゆまぬ努力の賜物であり、心から敬意を表します。

行政書士の皆様方には、近年の住民ニーズの多様化に伴う行政手続の複雑化やデジタル社会の進展に伴う行政手続のオンライン化に御対応いただいているほか、マイナンバーカードの普及促進、災害時の被災者の罹災証明申請への支援等、様々な場面において御尽力いただいております。

とりわけ、令和6年能登半島地震においては、総務省が設置した「特別行政相談所」に行政書士を派遣いただいたほか、行政書士による無料電話相談の実施、広域派遣による公費解体対象家屋の所有者の特定作業等に御参画いただきました。行政書士の皆様方の多大な御貢献に、この場をお借りして御礼申し上げます。

総務省は、マイナンバーカードの取得環境の整備を行うとともに、デジタル技術を活用した窓口業務改革への支援やデジタル人材の確保、自治体情報システムの標準化・共通化、情報セキュリティの強化等により、自治体業務のデジタル化を推進しています。また、デジタルを最大限に活用して公共サービスなどの維持・強化と地域経済活性化を図っているところです。

社会全体がデジタル化する中、様々な行政手続に精通し、幅広い知識と経験をお持ちの行政書士の皆様方に期待される役割は、益々大きくなるものと考えております。引き続き、国民の皆様のご利便性向上や権利利益の実現に一層のお力添えをお願いしますとともに、その知見を活用して、オンライン申請に不慣れな方々にもきめ細やかなサポート等を行っていただくことにより、国民の皆様が日常的にデジタル化の恩恵を享受いただけるよう、積極的な御支援を賜りますようお願い申し上げます。

総務省といたしましても、皆様方に更に御活躍いただけますよう、行政書士制度の一層の充実及び円滑な運用を期して、日本行政書士会連合会や各都道府県行政書士会と十分な連携を図ってまいります。

結びに、日本行政書士会連合会及び各都道府県行政書士会の更なる御発展と、行政書士の皆様方の御健康と益々の御活躍をお祈り申し上げます。

1

日本行政

MONTHLY No.626 JANUARY. 2025

C o n t e n t s

New Year's Greetings

会長年頭所感
 <日本行政書士会連合会 会長 常住 豊> 1

総務大臣年頭所感
 <総務大臣 村上 誠一郎> 2

Special Report

貨物自動車運送事業の現状について 4

令和5年度 権利擁護の取組に関するアンケートの実施報告 6

Topics

令和6年秋の叙勲 9

理事会の開催報告 10

ベトナム社会主義共和国国会法務委員会代表団との意見交換を実施 13

日行連と地方協議会との連絡会を開催 14

Information

令和6年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD方式)の御案内 16

令和7年度 行政書士申請取次関係研修会の開催について 17

「行政手続の理論と実務ーデジタル社会を見据えてー」の発刊について 18

戸籍法の改正に伴う氏名の振り仮名制度の開始について 19

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ 21

一般倫理研修の受講について 23

■ Pick UP!単位会 24

■ ADR推進本部から 27

■ 法教育推進委員会から 29

■ 中央研修所通信1月号 31

■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん 33

■ 秋桜日記 ~特定行政書士への誘い~ 35

■ 日行連の主な動き(11月) 37

■ コスモスInformation 41

■ 全行団ニュース 44

■ 会員の動き/広報部員のひとり言/ 49

御協力をお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~



令和6年能登半島地震・能登半島豪雨に係る被災者支援のための無料電話相談

- 電話番号：0120-346-092
- 開設期間：令和6年8月1日(木)～
令和7年3月31日(月)(平日のみ)
- 受付時間：午前10時から午後4時まで
- 業務実績のある行政書士につながります

貨物自動車運送事業の現状について

許認可業務部 運輸交通部門

専門員 伊藤 大介

はじめに

令和6年は、25年ぶりに改正となった自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の施行、特定技能の受入れ分野へ自動車運送業分野が追加という大きな変化のあった年となりました。この二つの改正は、現在の貨物自動車運送業界の抱える課題を端的に現わしており、今回はこれを通して現状について考察したいと思います。

平成2年、平成15年の規制緩和について

貨物自動車運送事業の現状を考える上で、平成2年の貨物自動車運送事業法及び貨物取扱事業法（現：貨物利用運送法）の制定は重要な転換期となりました。同法の施行により、免許制であった貨物自動車運送事業が許可制となり、官による需給調整から、市場原理による業界の健全な発達を目指すこととなりました。また、平成15年には最低保有車両台数も5台に引き下げられ、新規参入がしやすくなるよう規制緩和が行われました。

これは、平成2年当時は急激な経済成長による物流需要増大への対応、平成15年当時はバブル経済崩壊から一向に経済回復の兆しが見えない中、規制緩和による民間主体の創造的な経済活動により景気の回復を後押しするという目的を持ったの施策でした。これにより貨物自動車運送事業者数は増加することとなりました。

事業者数の変化と構成割合

貨物自動車運送事業者数は、平成2年度末時点

で40,072者であったところ、前述のとおり規制緩和を受け、平成19年度末までには63,122者へと増加し、その後は現在に至るまで63,000者前後で推移しています。

また、事業者数をその保有車両数別に見てみると、保有車両台数30台以下の事業者が8割以上を占めており、中小企業等が占める割合が大きいことが特徴です。

貨物自動車運送事業者の抱える問題

このように規制緩和を通して事業者数を増加させた貨物自動車運送業界ですが、それを理由とした過当競争、そして労働環境の悪化を招いたことも事実です。労働環境の悪化は新規就職者の減少を招きました。典型的な労働集約型の産業である業界において、労働力の不足は経営状態の悪化を意味しており、燃料費や車両価格の高騰とともに経営基盤の弱い中小企業等が大半を占める貨物自動車運送業界を苦しめることとなりました。

現在も運輸業全般の平均労働時間については、全産業の平均値を上回り、業界のマイナスのイメージも加わり有効求人倍率も全産業平均値の2倍程度で推移するという厳しい採用状況となっています。

貨物自動車運送業界のこれまでの取組

貨物自動車運送業界も様々な方法で、業界の適正化や運転者確保に取り組んできました。法令遵守の徹底については、業界団体において貨物自動車運送適正化事業実施機関を設置し、定期的な巡回指導によって悪質な事業者により業界からの退場を求めるとともに、貨物自動車運送事業安全性評価

事業（Gマーク制度）や運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）等の認証制度を活用して、求職者が、法令遵守に努めている優良な事業者就職できるよう努力を続けてきました。

また、貨物自動車運送業は化石燃料を使用する産業であり、環境保全を目的とした、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証や（一社）エコステージ協会によるエコステージ認証等を導入することにより社会的責任にも向き合ってきました。

それに加えて、中小企業等が多数を占めその経営基盤の弱さから不公正な取引を強いられることが業界の悪習慣となっていたところ、中小企業庁では下請かけこみ寺による不公正な取引是正についての法的な助言を、国土交通省では令和5年7月からトラックGメンによる悪質荷主への是正指導の強化を行うことで、官民が連携して業界の適正化とイメージアップに取り組んできました。

令和6年の改善基準告示施行

自動車運転者の労働環境改善を目的とした労働時間の規制は、昭和42年の労働時間等の改善を定めた局長通達の策定から始まり、幾度かの改正を経て、平成9年以降は改正されていませんでしたが、平成31年から順次施行された働き方改革関連法を受けて、25年ぶりの自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の改正となり昨年4月に施行されました。

しかしながら多重請負構造である貨物自動車運送業界においては、改善基準告示の遵守が難しい運行について下請事業者へ請け負わせているという事実も散見されています。

特定技能自動車運送業分野（貨物自動車）

労働力の不足については、令和6年3月の閣議決定において、特定技能制度で外国人労働者を受け入れることができる特定産業分野に貨物自動車運送事業を含む自動車運送業分野が追加され、令

和6年度からの向こう5年間で最大で2万4,500人の外国人運転者を受け入れる見込みです。

この原稿を執筆している令和6年12月現在、特定技能所属機関が構成員となる必要のある自動車運送業分野特定技能協議会について設置は完了していませんが、国土交通省のホームページ「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れについてよくある質問」によると令和6年12月中には構成員の募集を開始する予定となっています。

また、試験実施機関である（一財）日本海事協会によると、特定技能外国人が合格する必要がある自動車運送業分野特定技能1号評価試験については、令和6年12月4日から試験申請者による事前調整調査票の受付が、12月12日から受験者及び試験申請者による特定技能試験申請システムのアカウント登録及び受験申請の受付が開始され、12月16日からは出張試験も開始されるとのことです。

さらに、運転者職場環境良好度認証（働きやすい職場認証）についても、例年、新規の申請が年1回の受付であったところ、その受付期間を3回追加し、より多くの事業者が特定技能所属機関になれるように配慮されました。

このように着実に、外国人自動車運転者の受入れについて制度整備が進められてきています。

最後に

私自身、行政書士として開業する前は12年間、貨物自動車運送業界で働き、過当競争や運転者の不足には常に頭を悩ませてきました。当時は相談できる相手もおらず、もし行政書士が身近にいたのなら、今とは違う人生を歩んでいたかもしれないと思う時もあります。

末筆ながら皆様にとって本記事が、貨物自動車運送業界に興味を持つきっかけとなり、一人でも多くの行政書士が貨物自動車運送事業者を支えてくださることを祈念いたします。

令和5年度 権利擁護の取組に関するアンケートの実施報告

権利擁護推進委員会
委員長 大口 晋

平素より、権利擁護推進委員会の活動に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。全国の単位会が取り組まれている権利擁護活動を把握し、権利擁護推進委員会における今後の事業の参考とさせていただきますために実施した権利擁護活動に関するアンケート(令和6年3月27日付け日行連発第1682号)についても御協力をいただき重ねて感謝申し上げますとともに、結果を次のとおり御報告します。

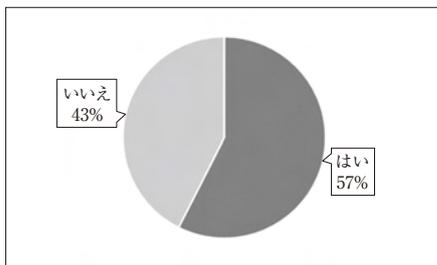
一 アンケート集計結果等の概要

○調査対象期間：

令和5年4月1日～令和6年3月31日

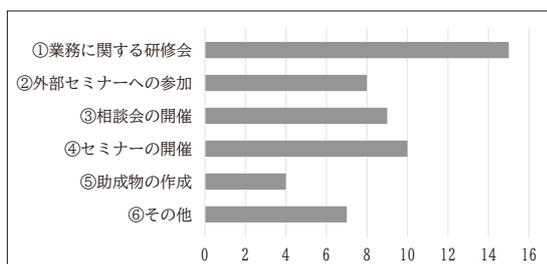
1. 権利擁護に関する取組について御回答ください。

- (1) 令和5年度事業で権利擁護をテーマとした業務研修会実施、権利擁護を狙いとした相談会の実施等、権利擁護の取組を実施されましたか。
(回答 47 件：「はい」 27 件、「いいえ」 20 件)



- (2) 「(1)で「はい」と回答した場合」具体的な事業を教えてください。

(27 単位会の回答、複数回答可)



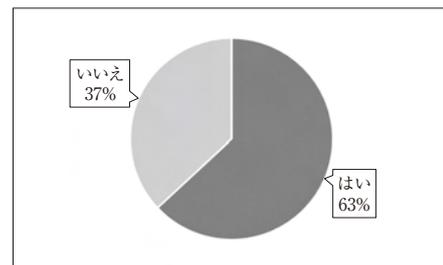
- (3) 「(1)で「いいえ」と回答した場合」権利擁護に関する取組を実施できなかった又はしなかった理由があれば教えてください。

(13 単位会の回答)

- ・事業計画に入れていない、他に優先すべき事業がある、人材不足、間接的に取り組んでいる etc...

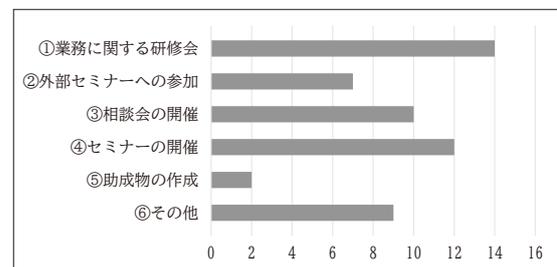
- (4) 令和6年度事業で権利擁護の取組を計画していますか。

(回答 46 件：「はい」 29 件、「いいえ」 17 件)



- (5) 「(4)で「はい」と回答した場合」具体的な事業を教えてください。

(29 単位会の回答、複数回答可)

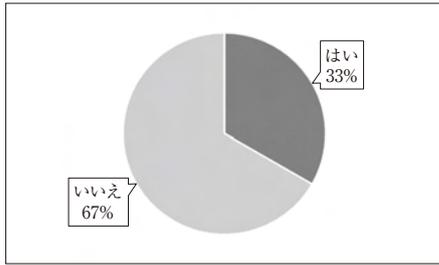


- (6) 「(4)で「いいえ」と回答した場合」権利擁護に関する取組を計画しなかった理由があれば教えてください。

(14 単位会の回答)

- ・他に優先すべき事業がある、未定である、予算の確保ができない、人材不足、間接的に取り組んでいる、開催依頼があれば検討する etc...

- (7) 権利擁護推進を担当する部署はありますか。
(回答 45 件：「はい」 15 件、「いいえ」 30 件)



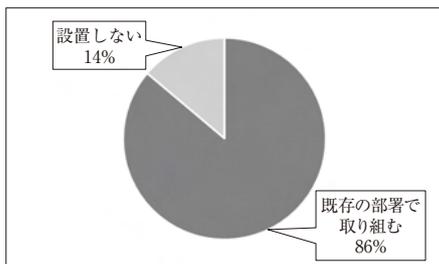
(8) 「(7)の質問で「はい」と回答した場合」部署名を記入してください。

(15 単位会の回答)

北海道	戦略推進部	愛知	私法部
福島	企画開発部 業務専門委員会 第4委員会	福井	社会貢献委員会
宮城	社会貢献活動推進特別委員会	石川	社会貢献事業部
東京	権利擁護推進委員会	滋賀	総務部
茨城	市民法務部	京都	公共政策部
長野	法務部	兵庫	企画部 業務部権利擁護専門部会
山梨	業務部 権利擁護部門	鹿児島	総務部
新潟	総務経理部		

(9) 「(7)の質問で「いいえ」と回答した場合」令和6年度に権利擁護を担当する部署について選択してください。

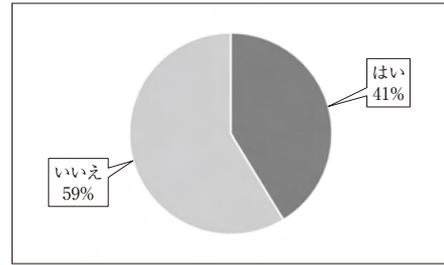
(回答 29 件：「既存の部署で取り組む」25 件、「設置しない」4 件)



2. 本委員会が提供した助成物に対する各単位会の取組状況について御回答ください。

(1) 令和5年度に権利擁護推進パンフレット(分冊版4種・合冊版)、権利擁護推進シールパンフレット、権利まもり隊ユキマサクンイラストを活用した実績はありますか。

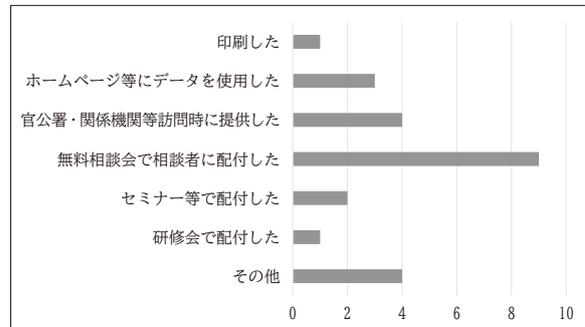
(回答 46 件：「はい」19 件、「いいえ」27 件)



※パンフレット等は会員専用サイト連 con からダウンロードできます。

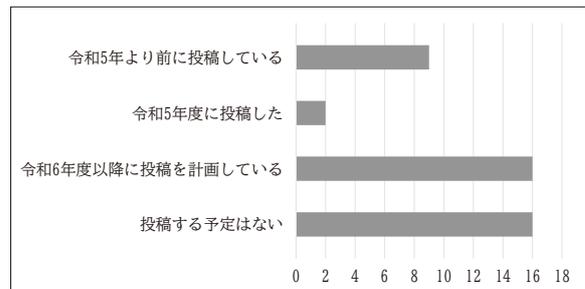
(2) 「(1)で「はい」と回答した場合」具体的な事業を教えてください。

(19 単位会の回答、複数回答可)



(3) 「My じんけん宣言」の取組について御回答ください。

(43 単位会の回答)



※投稿単位会は日行連ホームページを参照。

<https://www.gyosei.or.jp/activity/advocacy>

3. その他

(1) 各単位会の窓口又は相談会等において、LGBT等の性的マイノリティの方々から相談等を受けた事例がある場合、相談内容とどのように対応したかについてお聞かせください。

(22 単位会の回答)

・相談等を受けた事例はない。

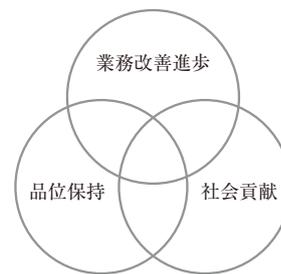
(2) その他に権利擁護推進に関する課題や御意見がございましたらお聞かせください。

(18 単位会の回答)

- ・改めて人権擁護推進に関する資料等をいただきたい。
- ・権利擁護推進の活動には、行政書士会単体での活動のほか、人権専門の学者（主に憲法学者や行政法学者）と協働での活動など、日行連でその環境醸成していただけると地方の単位会の活動にもつながるのではないかと意見があった。
- ・県内でパートナーシップ条例の制定が予定されており、この分野への関心の高まりとともに、相談や業務が想定されるため、情報収集に努めたい。
- ・ポスター（A0版やB0版）の作成と配布。
- ・当会においては、県内支部開催のセミナーなどで、手話ができる会員を配置する取組事例はあるが、権利擁護に関する全県的な取組が不十分であることが課題であり、今後、しっかりと取り組んでいきたいと考えている。
- ・担当役員自身が権利擁護推進を行うに当たり、それぞれの課題をしっかりと理解できていない現状があり、小規模でも会員とともに学べる学習会開催のような取組を進めていきたいと思う。その際、様々な課題ごとに講師をお願いできる団体等を、日行連や先進の単位会から共有していただければありがたい。
- ・今後は、成年後見制度利用促進を進めるため、当会員へ法定後見制度、任意後見制度を含めた行政書士業務の中でできる権利擁護支援の研修会を企画していきたいと考えている。
- ・社会的弱者の定義が幅広いため、対応できる行政書士も各分野において育成の必要性があると思う。
- ・適応できる人材を見付けられていない。毎月5か所での無料相談を市町村の協力の下、有志で実施している。相談内容は、相続、不動産絡みが主なもの。令和6年はホームページを刷新して、当会での相談対応や相談できる内容を分かりやすく案内できるように予定している。

- ・業務改善進歩：会員に対する業務における権利利益の実現に向けた取組
- ・品位保持：会員の権利（人権）意識の向上並びに権利侵害を行わない取組
- ・社会貢献：国民に対する権利（人権）意識の向上及び啓発の取組
- ・業務改善進歩、品位保持、社会貢献のそれぞれの横断的な取組

権利擁護の取組概要



今後の当委員会としては、どの観点を狙いとした取組なのかを明らかにした上で、書類作成やそれに関連する業務が権利利益の実現という視点で行政書士が関与しているかを明らかにしていくことが、重要であると思料します。

また、行政書士が、過去の実績を評価され、手続の支援者に加え権利の擁護者としての役割を担うことになったことから、新たな取組というだけでなく既存の取組をリメイクして、権利擁護として取り組む研究等も行います。

つきましては、単位会各位の定期的な情報の収集を行い権利擁護の定着を図りますので、今後ともアンケートの実施、事業計画への権利擁護の反映などに御協力をお願いいたします。

二 権利擁護についての取組

権利擁護推進委員会は、行政書士法の目的に「権利利益の実現に資する」が規定されたことを受け設置されましたが、このアンケートを通して、単位会が次のような観点で取り組まれていることがうかがえました。

令和6年秋の叙勲 小林八重子会員が旭日双光章を受章

令和6年11月3日（日）、秋の叙勲が発令され、「行政書士功労」として小林八重子会員（北海道会）に対し、旭日双光章が授与されました。

令和6年11月13日（水）、東京プリンスホテル（東京都港区芝公園）において、総務省主催の「令和6年秋の叙勲伝達式」が行われ、小林会員に叙勲が伝達された後、皇居にて拝謁に臨まれました。

その後、本会において本会主催の記念品贈呈式を行いました。贈呈式では、常任日行連会長が記念品を贈呈し、小林会員から謝辞が述べられました。

叙勲は、永年にわたり業務に精励し、衆民の模範である者に授与されるもので、行政書士としての叙勲受章者は、昭和46年春から今回の小林会員の受章により、115名となりました（旭日中綬章4名、旭日小綬章6名、旭日双光章19名、勲四等瑞宝章1名、勲五等双光旭日章37名、勲五等瑞宝章48名）。

受章者プロフィール

（敬称略・令和6年11月3日現在）



こばやし やえこ
小林 八重子

（78歳）[北海道会]

開業 平成4年7月1日

業務歴 32年4か月

【役員歴】

北海道会 理事 平成13年5月～平成25年5月…12年

副会長 平成25年5月～令和3年5月…8年

計 20年

日行連 理事 平成27年6月～平成29年6月…2年

計 2年

通算役員歴（重複を除く） 計 20年

理事会の開催報告

- 開催日** 令和6年11月14日(木)
- 場所** 虎ノ門タワーズオフィス6階
[ROOM7]
- 司会** 宮本 重則 総務部長
- 議長** 常住 豊 会長
- 議事録署名人** 本間 大介(岐阜会)・
奥野 慎太郎(滋賀会) 両理事
- 構成員** 56名のうち、56名出席(開会時)
- オブザーバー** 山本 準一・増田 由明 各監事、
佐々木 政勝 選挙管理委員長



令和6年11月14日午後1時30分から理事会が開催された。

【 議 案 】

第1号議案 日本行政書士会連合会旅費規則の一部改正(案)

諸物価の高騰に伴い、飲食店の提供価格は全国的に値上がりしており、従来の規則に定める1,100円の範囲で昼食を取ることが可能な店舗を探すことが困難な状況となっている実情に鑑み、日行連が支給する食事料について、1,500円とするための改正を行うことについて承認が求められた。

異議なしで可決され、令和6年11月14日から施行することとされた。

新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1				別表第1			
番号	旅費の種類	区分及び支給額	摘要	番号	旅費の種類	区分及び支給額	摘要
1	鉄道運賃 船舶運賃 バス運賃	略	略	1	鉄道運賃 船舶運賃 バス運賃	略	略
2	航空運賃	略	略	2	航空運賃	略	略
3	宿泊費	略	略	3	宿泊費	略	略
4	日当	略	略	4	日当	略	略
5	食事料	(昼食) 現物又は 1,500円	略	5	食事料	(昼食) 現物又は 1,100円	略
6	特別料金	略	略	6	特別料金	略	略
備考				備考			

第2号議案**予備費の使用について（案）**

令和6年能登半島地震により甚大な被害が発生したことから、被災した地域の単位会が行う支援活動に充てるため、昨年度の令和6年1月の理事会において、災害助成基金積立資産から15,000,000円を取り崩し、災害対策費に組み入れ、単位会が行う必要な支援活動に充てることの承認を得た。

令和5年度決算において、災害対策費は当初予算であった1,870,000円と前述の15,000,000円、合計16,870,000円に対し決算額は6,499,455円であり、10,370,545円の残額が発生した。この残額については、使用目的を限定した積立金を取り崩したものが原資であったことから、再度災害助成基金に積立てる等により令和6年度の災害対策費に引き継ぐ必要があったが、他の決算額と包含し、前期からの繰越しとして令和6年度予算の予備費等に振り分けられた。能登半島地震における復興はまだまだ続くものであり、それに伴い支援についても継続して行っていく必要があることから、令和6年度予算の予備費として計上している33,535,056円のうち、令和5年度の災害対策費の残額分10,370,545円を令和6年度の災害対策費に充てることについて承認が求められた。

異議なしで可決され、令和6年11月14日から施行することとされた。

第3号議案**（一社）日本マンション管理士会連合会との連携協定について**

現在、多くのマンション管理組合における居住者の高齢化や区分所有者の無関心等によって生じる役員の成り手不足や修繕積立金不足が大きな社会問題になっている。

このため今後、マンション管理組合が抱えるマンション管理における様々な課題への対応ニーズが益々拡大することが見込まれており、（一社）日本マンション管理士会連合会と本会が連携協定を結ぶことにより、両資格者間に関連する情報の共有化や各都道府県単位による現場レベルでの連携を深めることを通じて、それぞれの会員の横断的なスキルアップを図ることにつながり、今後、マンション管理計画認定支援手続の円滑化やマンション管理の適正化に寄与することができるものと考えられる。

以上を踏まえ、同会との協議を重ね、連携協定書（案）を調整し、今回、同会内において承認を得たことから、同協定書（案）を締結することについて承認が求められ、異議なしで可決された。

※連携協定書（案）は、省略します。

第4号議案**日本行政書士会連合会個人情報保護規則の一部改正（案）**

近年の個人情報保護法の改正に対応すべく、規則の改正を行うもの。また、本規則の改正に伴い、日本行政書士会連合会個人情報取扱業務委託基準についても改正を行うことについて承認が求められた。

異議なしで可決され、令和6年11月14日から施行することとされた。

※新旧対照表は、省略します。

【協議事項】

- （1）日本行政書士会連合会大規模災害等の対策に関する規則の一部改正（案）について
- （2）解説 行政書士職務基本規則（案）について

- (3) 行政書士会補助者規則（準則）（案）について
- (4) 日本行政書士会連合会改正行政書士法対応委員会規則の一部改正（案）について
- (5) 会費規定の見直し検討について

【報告事項】

- (1) 大韓民国訪問団の団員募集について
- (2) 令和6年度特定行政書士法定研修実施結果について
- (3) 行政書士法改正の推進について
- (4) 中間監査の概要報告について

【講演】

理事会の翌日の11月15日に、中小企業庁 経営支援部 経営安定対策室の太刀川 徹（たちかわ とおる）室長に「中小企業を取り巻く災害リスクと事業継続力強化計画の策定・実践について」と題して御講演いただいた。



ベトナム社会主義共和国国会法務委員会代表団との意見交換を実施

開催日 令和6年9月27日（金）

場所 日行連会議室

出席者 〈ベトナム社会主義共和国〉

グエン・ティ・マイ・フオン国会法務委員会副委員長

トー・ヴァン・タム国会法務委員会常任委員

グエン・クオック・ハン国会法務委員会委員 カマウ省国会議員団副団長

チャン・ニャット・ミン国会法務委員会委員 ゲアン省担当国会議員

チン・ミン・ビン国会法務委員会委員 ビンロン省担当国会議員

ブイ・シー・ホアン国会法務委員会委員 ハイズオン省司法省局長

ほか代表団の皆様

〈日行連〉

田村副会長、水野国際・企業経営業務部長、多田隈法務業務部（権利義務・事実証明部門）次長、須藤国際・企業経営業務部（国際部門）専門員、高崎公証人、服部元公証人

ベトナム社会主義共和国国会法務委員会代表団（以下「ベトナム代表団」という。）の来訪を受け、意見交換を実施しました。日行連からは、行政書士制度や行政書士業務の概要及び行政書士の行う公証関連事務等について説明し、同席した公証人からは、日本の公証人制度の概要等が説明されました。さらに、行政書士は外国人との共生社会の実現に向けた取組として、ビザや在留資格の申請手続の支援業務を行っており、今後も積極的に協力していきたい旨をお伝えしました。

最後に、行政書士業務や公証関連事務に関する質疑応答も行われ、各業務への理解をより一層深めていただくことができたものと考えます。ベトナム代表団の皆様からは、今後も引き続き連携を図りたい旨の御言葉をいただき、大変有意義な意見交換となりました。



日行連と東北地方協議会との連絡会を開催

開催日 令和6年10月31日（木）

場所 山形県山形市
「山形グランドホテル」

出席者 常任会長、関口専務理事、
岡田東北地方協議会会長
ほか 26 名



先般、山形県山形市の山形グランドホテルにおいて、「令和6年度日行連と東北地方協議会（以下「東北地協」という。）との連絡会」が開催され、日行連からは常任会長と関口専務理事が出席しました。

連絡会は午後2時、常任日行連会長、関口日行連専務理事、東北地協の岡田会長（岩手会会長）を始めとした計29名の出席を得て開会し、木村山形会総務経理部長の司会進行の下、岡田東北地協会長、常任日行連会長の挨拶、出席者紹介の後、各議題についての協議を行いました。

初めに常任日行連会長から、日行連の本年度事業計画及び行政書士法改正に向けた対応に関する説明があり、加えて令和6年6月に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画の概要、行政書士制度に関する研究会の取組、災害支援に関する内閣府との協定等について、報告されました。

続いて、各単位会における現状について報告された後、あらかじめ東北地協から提出された成年後見制度の市長申し立てに係る親族関係説明函作成等業務委託における職務上請求書の使用、行政書士職務基本規則に関する意見要望に対して、関口日行連専務理事が回答しました。その後、時間の許す限り諸問題に関する意見交換を行い、午後5時に閉会しました。

限られた時間ではありましたが、活発な意見交換が行われ大変有意義な連絡会となりました。

日行連と四国地方協議会との連絡会を開催

開催日 令和6年11月1日（金）

場所 愛媛県松山市
「ネストホテル松山」

出席者 常任会長、田後専務理事、
中山四国地方協議会会長
ほか 21 名



愛媛県松山市のネストホテル松山において、「令和6年度日本行政書士会連合会と四国地方協議会（以下「四国地協」という。）との連絡会」が開催されました。日行連からは常任会長及び田後専務理事、四国地協からは中山四国地協会長（愛媛会会長）を始め、四国地協を構成する4単位会の役員計24名が出席しました。

連絡会は午後1時30分、廣川愛媛会総務部長の司会により、松村四国地協副会長の開会のことばで開会しました。冒頭、中山四国地協会長及び常任日行連会長から挨拶があり、続いて議長に中山四国地協会長が選任され、各議題についての協議を行いました。

初めに、常任日行連会長から、日行連の当面の諸課題等及び本年度事業について、行政書士法改正を中心に、デジタル化への対応、災害復興支援等に関して説明されました。続いて、あらかじめ提出された日行連への意見・要望等（会費、職務基本規則、災害、広報）に対し、田後専務理事が回答しました。

その後、単位会ホームページの運用をテーマに各単位会の意見交換が行われ、時間いっぱいまで諸課題について様々な意見・要望が出されました。各単位会の取組が参考事例として共有されるなど、大変有意義な連絡会となりました。

日行連と北海道地方協議会との連絡会を開催

- 開催日** 令和6年11月7日(木)
- 場所** 北海道虻田郡洞爺湖町
「洞爺湖万世閣ホテルレイクサイドテラス」
- 出席者** 常任会長、金沢副会長、
宮元北海道地方協議会会長
ほか17名



北海道虻田郡洞爺湖町の洞爺湖万世閣ホテルレイクサイドテラスにおいて、「令和6年度日行連と北海道地方協議会（以下「北海道地協」という。）との連絡会」が開催され、日行連からは常任会長と金沢副会長が出席しました。

連絡会は午後3時、常任日行連会長、金沢日行連副会長、北海道地協の宮元会長（北海道会会長）を始めとした計20名の出席の下、開会し、橋本北海道会総務部長の司会進行により、宮元北海道地協会長、常任日行連会長の挨拶、出席者の自己紹介の後、各議題についての協議を行いました。

初めに、常任会長から、日行連の本年度事業計画に関する説明と、近年、特に力を注いで取り組んでいるデジタル化への対応、行政書士法改正への対応等各事業の執行状況について報告がなされました。

その後、北海道会の現状についての説明が行われた後、あらかじめ提出された一般倫理研修への取組、行政書士職務基本規則に関する意見・要望に対して、金沢日行連副会長が回答しました。その後、時間の許す限り諸問題に関する意見交換を行い、午後5時30分に閉会となりました。

限られた時間ではありましたが、活発な意見交換が行われ有意義な連絡会となりました。

日行連と関東地方協議会との連絡会を開催

- 開催日** 令和6年11月21日(木)・22日(金)
- 場所** 群馬県高崎市
「ホテルグランビュー高崎」
- 出席者** 常任会長、田村副会長、
古田島関東地方協議会会長
ほか89名



群馬県高崎市のホテルグランビュー高崎において、「令和6年度日行連と関東地方協議会（以下、「関東地協」という。）との連絡会」が開催されました。日行連からは常任会長と田村副会長が、関東地協からは同地協会長である古田島群馬会会長を始め関東地協を構成する各単位会の役員等、計92名が出席しました。

1日目は、午後13時45分に有賀関東地協副会長（山梨会会長）の開会の辞で開会し、古田島会長の挨拶に続き、津久井群馬県副知事の来賓挨拶、常任会長の挨拶がなされました。午後2時30分からは、防災システム研究所所長山村武彦様による講演会が開催され、長年災害の現場で調査活動などに携わって来られた立場から災害に備えることの重要性や災害時における行政書士の役割についてお話をいただきました。講演に続いて、常任会長から「日行連の当面の諸課題及び事業の説明」として、本年度の事業計画と推進状況、デジタル庁との連携を踏まえたデジタル化への対応、行政書士法改正、災害復興支援に係る内閣府と日行連の協定などについて、説明がなされました。

2日目は、関東地協の各業務連絡会からあらかじめ提出された日行連への要望事項に対し、田村副会長から回答がなされました。また、井口日政連会長から政治連盟の活動等についての説明がなされ、10時15分、和田関東地協副会長（長野会会長）の閉会の辞をもって閉会しました。

限られた時間ではありましたが、大規模災害への認識を再確認するとともに、行政書士法改正やデジタル化に関する課題を共有することができ、大変充実した連絡会となりました。

特別倫理研修

令和6年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修（申請取次関係研修）について、令和6年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて御案内いたしますので、御確認ください。よろしくお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

令和6年度（令和7年1月～令和7年3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	令和7年1月21日(火) ～1月31日(金)	令和6年 11月上旬	令和6年11月29日(金) ～12月5日(木)	令和7年 2月14日(金)	令和7年 2月20日(木)
事務研修会 (新規)	2月21日(金) ～3月3日(月)	12月中旬	令和7年1月8日(水) ～1月15日(水)	3月24日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会： 入国・在留手続関係の申請取次を**新規**に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会： 地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、**更新**を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】 既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会： 課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会： 課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

特別倫理研修

令和7年度 行政書士申請取次関係研修会の開催について

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

令和7年度の行政書士申請取次関係研修会の開催日程が決まりましたので、お知らせいたします。

当該研修は、令和6年度同様にVOD（ビデオ・オン・デマンド）方式にて開催いたします。

なお、各研修会の申込等の詳細については、会員専用サイト「連con」にて都度、御案内いたしますので、御確認ください。よろしくお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページTOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	令和7年4月11日(金) ～4月21日(月)	令和7年 2月上旬	令和7年2月28日(金) ～3月6日(木)	令和7年 5月7日(水)	令和7年 5月13日(火)
事務研修会 (新規)	6月17日(火) ～6月27日(金)	4月中旬	5月8日(木) ～5月14日(水)	7月17日(木)	-
実務研修会 (更新)	7月15日(火) ～7月25日(金)	5月中旬	6月3日(火) ～6月9日(月)	8月7日(木)	8月19日(火)
事務研修会 (新規)	9月5日(金) ～9月16日(火)	6月下旬	7月18日(金) ～7月25日(金)	10月6日(月)	-
実務研修会 (更新)	10月15日(水) ～10月24日(金)	8月中旬	9月2日(火) ～9月8日(月)	11月7日(金)	11月13日(木)
事務研修会 (新規)	11月14日(金) ～11月25日(火)	9月中旬	10月3日(金) ～10月9日(木)	12月15日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和8年1月19日(月) ～1月29日(木)	11月上旬	11月26日(水) ～12月2日(火)	令和8年 2月12日(木)	令和8年 2月18日(水)
事務研修会 (新規)	2月20日(金) ～3月2日(月)	12月中旬	令和8年1月7日(水) ～1月14日(水)	3月23日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

〈届出済証明書の更新を希望される方へ〉

届出済証明書の有効期間は、原則として3年間とされています。引き続き申請取次業務を行うためには、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会を1回以上受講し、有効期間の満了前に更新の手続きを完了することが必要となります。お持ちの届出済証明書の有効期間及び所属単位会における更新の申出期限を確認され、余裕を持って御受講ください。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

「行政手続の理論と実務ーデジタル社会を見据えてー」 の発刊について

＜行政書士制度に関する研究会＞

本会では、行政法等を専門とする学識者を中心に招聘し、現代社会における行政手続（行政過程）領域の抱える課題を解決し、今後、デジタル社会を見据えた中で、行政書士が更なる活躍をするにはどうすればよいか助言をいただき、国民と行政の双方に役立つ行政書士像を描くことを目的として、令和4年度から「行政書士制度に関する研究会」を開催してまいりました。

今般、本研究会に参加している学識者等を執筆者に迎え、行政手続法・行政不服審査法の分析と、多岐にわたる個別法領域、具体的な申請手続の現状を視野に収めた実務的研究をまとめた初の論文集を発刊する運びとなりましたので、お知らせいたします。

本書が、会員を始めとした読者の皆様の学術的教養を深める一助となれば幸いです。

【執筆者】

- ・橋本博之 明治大学専門職大学院法務研究科教授
- ・山田 洋 一橋大学名誉教授
- ・米丸恒治 専修大学大学院法務研究科教授
- ・川合敏樹 國學院大學法学部教授
- ・穴沢大輔 明治学院大学法学部教授
- ・清水晶紀 明治大学情報コミュニケーション学部准教授
- ・清水知佳 駿河台大学法学部准教授
- ・伊藤智基 山梨県立大学国際政策学部准教授
- ・鎌田 惇 日行連行政書士制度調査室室員
- ・藤原将史 日行連行政書士制度調査室専門員
- ・飯田 森 日行連行政書士制度調査室専門員・国士舘大学法学部助教
- ・常住 豊 日行連会長（ごあいさつ）
- ・徳永 浩 日行連理事・行政書士制度調査室副室長（あとがき）

【概要】

編 者：橋本博之・日本行政書士会連合会

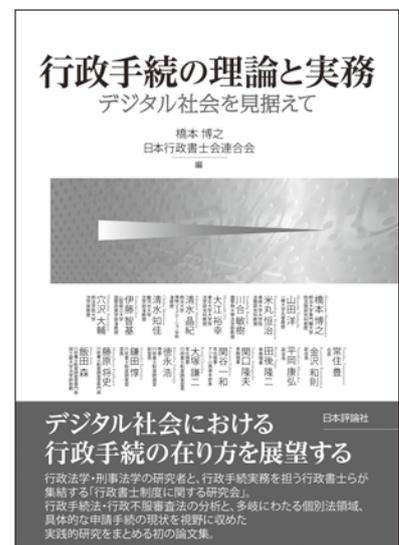
発行所：株式会社 日本評論社

【定価】

5,500 円（税込・送料別）

【購入に関するお問い合わせ】

全行団ショップ (<https://shop.zengyodan.co.jp/>)



戸籍法の改正に伴う氏名の振り仮名制度の開始について

<法務業務部>

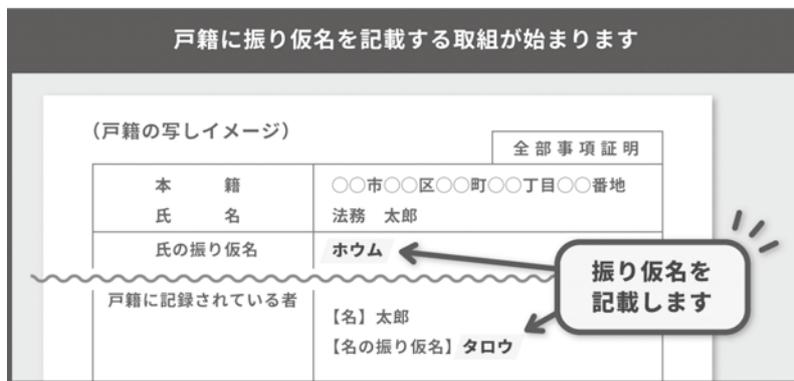
本誌 2024 年 7 月号 (No.620) にてお知らせいたしました標記の件について、今般、法務省民事局民事第一課から詳細の解説をいただきましたので、御案内いたします。

行政書士の業務に関わりのある制度ですので、会員の皆様におかれましては、御留意くださいますようお願いいたします。



来年5月から、戸籍に氏名の振り仮名を記載する取組が始まります！

法務省民事局民事第一課



いよいよ、改正戸籍法が令和7年5月26日に施行され、全国民の戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになります。

これまでは、例えば、「新谷」とあっても、「あらや?」「にいや?」「あらたに?」「しんたに?」と明確にならず、氏名の振り仮名は本人確認情報として利用困難でした。今回、戸籍において氏名の振り仮名を公証することは、行政サービスを始めとする各種システムの検索や管理等の正確性・効率化に資するもので、デジタル社会の重要な基盤となるものです。

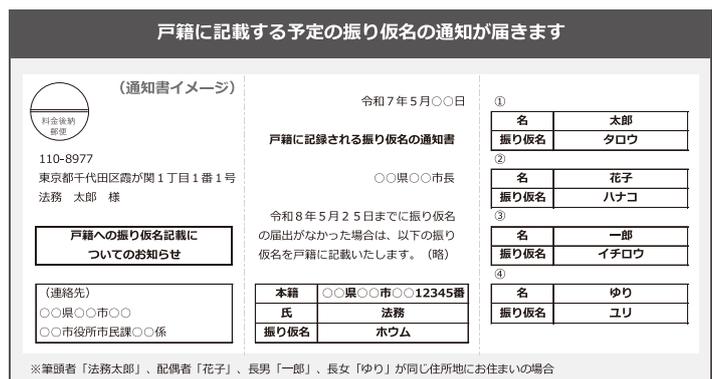
全ての国民の皆様に関係のある法改正ですが、氏名の振り仮名を官民の手続で利用可能となることから、依頼者からの質問も予想され、行政書士の皆様の業務への影響が大きい内容といえます。

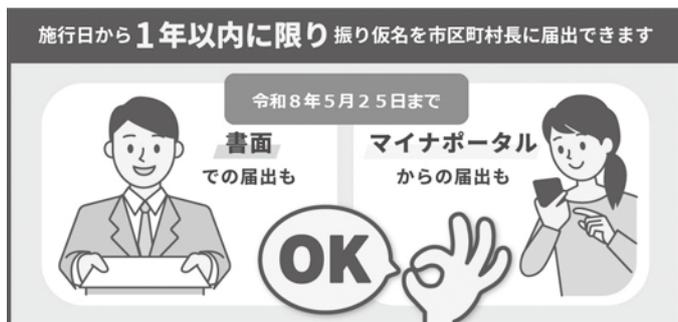
この記事では、皆様には是非知っていただきたい、戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れなどのポイントについて御説明します。

令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村から、国民の皆様には、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名を郵便で住所地に通知しますので、通知書に正しい振り仮名が記載されているか、御確認ください。

振り仮名の通知書は、戸籍単位で送付される予定ですので、例えば、父、母、長男、長女の4人家族で同じ住所にお住まいの場合には、家族4人分の振り仮名が記載された通知書が住所地に届くことになります(同じ戸籍に別の住所にお住まいの方がいる場合は、住所地ごとに届きます。)

※通知書の内容は、住民票に記載されている振り仮名の情報を参考にして、作成されます。





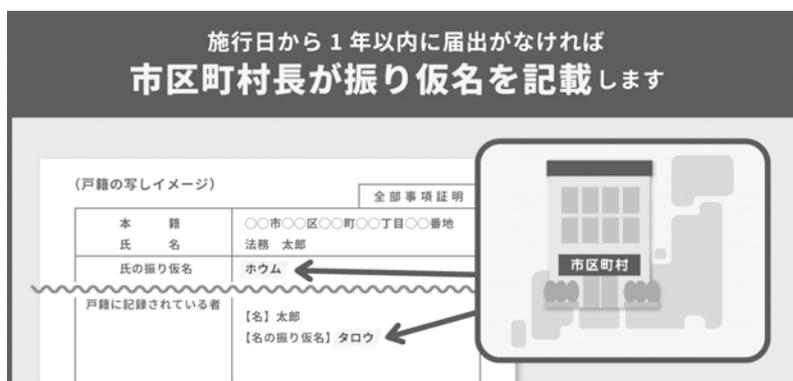
通知書に記載された振り仮名を必ず確認していただき、もしあなたの実際の振り仮名と異なる場合には、令和8年5月25日までに、市区町村に必ず正しい振り仮名の届出をしてください。ここが、特に重要なポイントになります。

振り仮名の届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知書に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されることとなります。なお、通知書に記載された振り仮名が正しい場合でも、早期の戸籍への記載を希望される方は、振り仮名の届

出をすることができます。

もし振り仮名の届出をする場合には、マイナポータルからオンラインで行うことができます（このほか、市区町村への郵送・窓口でも可能）。マイナポータルからの届出は、市区町村の窓口に行く必要がなく、いつでもスムーズに手続きができますので、届出をする場合には是非御利用ください。

※氏の振り仮名は戸籍の筆頭者が、名の振り仮名は戸籍に記載されている者が届出をすることができます（未成年者は、親権者から届出することもできます）。



これまで述べたとおり、市区町村に振り仮名の届出をした場合は、戸籍にその振り仮名が記載されます。また、令和8年5月25日までに振り仮名の届出をしなかった場合には、通知書に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

このようにして、全ての国民の戸籍の氏名に振り仮名が記載されることとなります。

そして、届出した後の振り仮名を変更するには、家庭裁判所の許可を得て届出する必要があります。なお、届出がなかった場合でも戸籍に記載された振り仮名は、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができます。

戸籍の振り仮名制度に関するお問い合わせについて

下記の法務省ホームページの特設サイトでは、制度に関する「よくあるご質問」を掲載しています。今後、マイナポータルからの振り仮名の届出の方法についても、動画で分かりやすく御案内する予定です。

行政書士の皆様に依頼者から質問・相談があった場合には、是非適切な御案内をお願いします。また、戸籍に振り仮名を記載する取組に関して、法務省・法務局の名称などを不正に使用した勧誘や架空請求などにも御注意ください。

【戸籍の振り仮名制度特設サイトの二次元バーコード】



戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」

重要なお知らせ

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ

<広報部>

令和6年7月24日の理事会において「日本行政書士会連合会会報の発行及び送付に関する規則」（以下「規則」という。）の一部改正及びデジタル化の実施時期についての承認を得て、対応を進めることとなりました。つきましては、令和6年10月号から会報の発送方法が変更されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 概要

これまで、日行連会報誌「月刊日本行政」（以下「会報」という。）は、紙版に加え、電子版を日行連ホームページ及び会員専用サイト連 con（以下「連 con」という。）に掲載していましたが、今回の規則改正により、会報の将来的な発行及び送付の完全なデジタル化を見据え、会報の送付について、電子版をホームページ及び連 con に掲載することによって紙版を送付したものとみなすこととされました。

紙版と電子版による会報の発行及び送付のスケジュールについては、2のとおり行うこととされました。各会員におかれましては、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 令和7年10月号までの会報の発送・電子版の掲載スケジュール

		第一弾（令和6年10月号～令和7年3月号）					第二弾（令和7年4月号～）						
形式	発行日	10月25日	11月25日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	4月25日	5月25日	6月25日	7月25日	8月25日	9月25日
紙版発送		10・11月号	-	12・1月号	-	2・3月号	-	5月号	-	7月号	-	9月号	-
電子版掲載		11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号

第一弾（令和6年10月号～令和7年3月号）

- ・紙版は2か月に1回、2号分をまとめて奇数月に送付
- ・電子版は毎月、ホームページ及び連 con に掲載



第二弾（令和7年4月号～）

- ・紙版は2か月に1回、奇数月分のみを送付
- ・電子版は毎月、ホームページ及び連 con に掲載



3. メール配信機能のお薦め

令和5年9月の連 con のリニューアルに伴い「連 con に会報の電子版が掲載されたことを通知するメール配信機能」が追加されています。

配信されるメールの本文中には該当号の PDF データの直接リンクや概要が掲載されるなど、大変便利な機能となっていますので、この機会に是非利用登録をしていただき、御活用ください。

「月刊日本行政」 電子版の掲載に係る メール通知の受取方法

会員専用サイト「連 con」の利用登録

利用登録あり

利用登録なし

- ① ログイン (ID・パスワードを入力)
- ② マイページ (ログイン後にマイページに遷移)
- ③  をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤  をクリック

「ログインページ」の「利用登録」ボタンから利用登録をお願いいたします。
<https://www.gyosei.or.jp/user/register>



利用登録後

ログインページ



① ID・パスワードを入力後ログイン

② マイページ



③ 変更する

変更画面



④ 「受け取る」に変更

⑤ 保存 (保存完了後マイページへ遷移します)



※電子版の会報発行をお知らせするメール配信機能の利用によって、紙版での受取の停止を希望される方は、所属単位会を經由して日行連に御連絡ください。

重要なお知らせ

一般倫理研修の受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参照ください。

1 受講・修了期限(初回)

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください(例：令和6年11月1日に登録⇒令和7年2月28日まで)。

【参考】次回期限(2回目以降)

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

(例：令和6年11月1日に修了した場合⇒令和12年3月31日)

2 受講方法

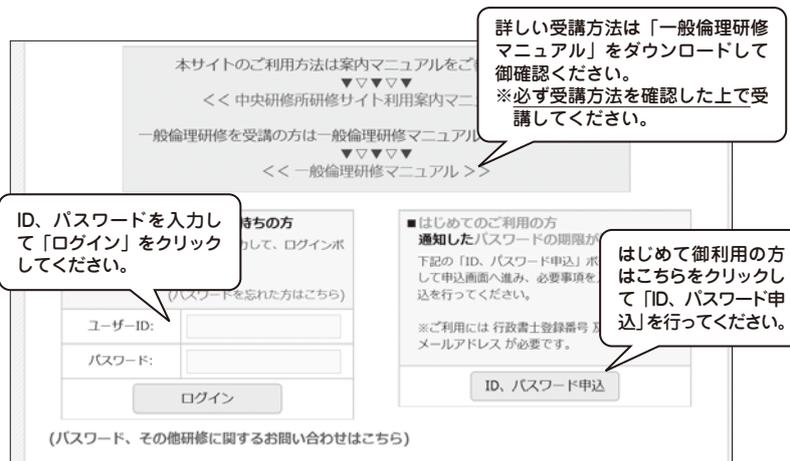
①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ(<https://www.gyosei.or.jp/>)にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード(初回ログイン時には申込みが必要)を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講(3時間程度)。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける(詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください)。



③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリックした後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」

日本行政書士会連合会ホームページ(お知らせ)

<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>

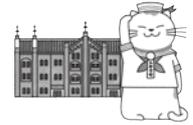


Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

神奈川県
行政書士会

関東学院大学法学部との共催シンポジウム「高齢化社会における成年後見制度の展望」



令和6年9月7日午後、関東学院大学横浜・関内キャンパスにおいて、同大学院法学研究科との共催で表題のシンポジウムを開催しました。本シンポジウムは、同大法学部と神奈川会との包括的連携協定締結後初の大きな企画です。一般県民に加え、成年後見業務に関心の高い当会会員や近隣行政書士会の方々も含め総勢129名の方に御聴講いただきました。田後隆二当会会長による基調講演「成年後見制度の現状と課題」では、成年後見制度の利用が伸び悩む実情、政府による「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の紹介と抱える課題について問題提起がありました。

パネルディスカッションの前段として、登壇パネラーの岡本祐樹当会会員、小田原市役所職員で同大学院生でもある海老原楓様、大原利夫同大教授から順番に、それぞれの業務、研究などで抱える問題意識の表明がありました。後段では、後見人に求められる資質や医療行為への同意等のテーマについて意見交換し議論を深めました。成年後見の支援現場での実態と学究的な知見の双方から、現在の成年後見制度が抱える課題を浮き彫りにし、成年後見制度の根底に横たわる「本人らしさ」の尊重に向けたあるべき方向性につき意識を高めるよき機会となりました。



熊本県
行政書士会

出前講座「18歳からの新たなスタート 知っておきたい権利と義務」を開催しました



熊本会では、令和6年9月18日、熊本市民会館シアーズホーム夢ホールにおいて、熊本県立第一高等学校の3年生全員とその保護者に対し、表題の出前講座を実施しました。成年年齢に達する高校3年生を主たる対象として、学校授業の一環としての講座となりました。今回の講座は保護者会からの御要望についても盛り込んだ内容としました。

成年年齢が18歳に引き下げられたことから、高校生であっても成人として扱われ契約の当事者となります。そこで、卒業後に一人暮らしを始めるに当たり役立てていただくことを目的とした内容としました。具体的には、契約に関するもの・具体的な消費者トラブルの内容・クレジットカードの仕組み・投資詐欺など日常にある様々なトラブルや問題点など、権利と義務に主眼を置いた内容で、加えて、トラブルに遭わないための方策や相談窓口の案内も行いました。

後日講座に関するアンケート結果をいただき、「契約するときには相談する・相談窓口がある」など生徒に伝わっていることが分かると同時に行政書士業務の認知度については今後も周知が必要と感じることができました。出前講座は社会貢献活動の一環であり、今回の出前講座が好評であったことから、今後も消費者トラブルの予防に役立つ活動に努め、引き続き積極的に活動を推進し行政書士制度の認知度の向上にも寄与していきたいと考えています。



山梨県

行政書士会

伝統的な地場産業の町・市川三郷町と災害時被災者支援協定を締結



令和6年10月29日に山梨会は、市川三郷町と大規模災害時被災者支援協定を締結しました。本協定では、町の要請を受けて、当会の行政書士が対面や電話、ネットでの被災者向けの相談業務や罹災証明申請書の作成・申請代行などの支援を行うこととしています。

同町は、甲府盆地の最南端に位置し、豊かな自然と景観に恵まれた田園地帯が広がっています。また、江戸時代には日本三大花火に数えられた花火や千年以上も続く手すき和紙、水晶のてん刻に起源を持つ印章など、伝統的な地場産業の町として全国的に知られています。2021年に中部横断自動車道山梨～静岡間が全線開通し、甲府盆地南側の玄関口となっていますが、2027年以降にはリニア中央新幹線も開業予定であり、高速鉄道の駅へのアクセス向上によって、更なる発展も期待されているところです。

締結式で遠藤浩市川三郷町長は、「災害が起きたときには職員も含め、役場は大変混乱する中で、行政手続の専門家の方に携わっていただけるのは、大変心強い味方を得た思いだ。」と述べ、有賀一雄当会会長は、「災害発生時に初動で関わらせていただくことが多いのが行政書士。万が一の際には、はせ参じて住民の皆様の窓口となって活躍したい。」と話しました。

今後も当会は、県内の市町村との連携を深め、行政書士としての知見をいかして地域住民の実生活の利便に資するよう、支援体制づくりに励んでまいります。



愛知県

行政書士会

新事業推進本部が「保護犬・保護猫飼い主の集い」に参加



愛知会では、災害対策や各種関係団体との関係構築など、これから必要とされる分野に機動的に対応するため新事業推進本部を発足させました。

新事業推進本部では、令和6年11月4日、名古屋市内で行われた「保護犬・保護猫飼い主の集い」に参加し、当会会員による講演と相談ブースを開設しました。ペットに関する様々な課題に行政書士が持つ知見が有用であることを、市民を始め行政や関係団体に広く周知し「ペット＝行政書士」の流れを、ADRセンターとも密接に連携しながら構築します。

また、「災害復興支援員養成講座」を連続講座として行い、災害復興に総合的に関与する行政書士を認定する事業を開始します。本号が発行される頃には、養成講座は開始しています。「その日」に備えるためには災害復興時に機能する行政書士を一人でも多く養成し、さらに、その知識を継続的にブラッシュアップしなければなりません。

これら事業のいずれかは、社会や時代の要請により「新事業」ではなく我々行政書士が当然に具備すべき分野になると考えます。職域拡大とともに未開の分野に積極的に関与し、行政書士が活躍できる分野を開拓する、当会の新事業推進本部が始動しました。





登録はお済みですか？

会員専用サイト「連con」の御案内

「連con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報、研修案内、参考資料、その他様々な情報を掲載しています。令和5年9月のリニューアルでは、より使いやすくなるようナビゲーションの変更や情報の階層整理、「月刊日本行政」のアーカイブ公開や、特定分野記事のメール配信等便利な機能の追加などを行いました。是非、アカウント登録していただき、御活用くださいますようお願いいたします。

★アカウント登録の方法

①日行連ホームページ トップページ画面



②「連con」ログイン画面



③「連con」利用登録画面



- ①「基本情報」を入力・確認の上、「確認」をクリック
- ②「基本情報」で入力したメールアドレスに「仮登録メール」が届くのでメールに記載されている「パスワード設定画面」のURLをクリック
- ③遷移先の画面にてログインID・パスワードを設定し本登録完了！（ログインに成功すると、最初に御自身のプロフィール画面が表示されます）

④「連con」プロフィール画面



※登録の有無が不明な方は、ログインボタン下の「ログインIDまたはパスワードを忘れた方」から、登録されたメールアドレスを御入力いただくだけで、簡単に御確認いただけます。（メールアドレスをお忘れの方は「登録番号・氏名・所属単位・生年月日（西暦）※本人確認のため」を添えて、日行連事務局広報課（kouhou@gyosei.or.jp）までお問い合わせください。）

行政書士ADRセンター愛知の新たな取組と今後の展望

裁判外紛争解決手続 (ADR) 推進本部 本部員 子安 幸代

本誌前号 (No.625号) では、関口専務理事 (ADR 推進本部担当) が行政書士 ADR センター埼玉において成立した特定和解成立第 1 号について紹介いたしました。本号では、行政書士 ADR センター愛知 (以下「当センター」という。) の特定和解導入に向けた取組について紹介いたします。

1 ADR センターの活動から愛知会の事業としての展開へ

当センターでは、賃貸借契約に基づく敷金の返還や原状回復に関する紛争案件の問合せが中心でしたが、センター設立から 10 年以上が経過し取り巻く状況の変化と共に、問合せ内容にも変化が出てきています。

令和 5 年 3 月に「名古屋市人とペットの共生推進プラン」(計画期間：令和 2～11 年度)の一環である、ペットパートナーシップ推進事業に当センターも協力事業者として登録いたしました。コロナ禍でペットを飼育する人たちが増加した社会的背景に伴って、高齢や一人暮らしが理由で飼育継続できなくなった飼い主や保護犬・保護猫の譲渡に関してのトラブルも急増してきました。多くのトラブル案件を抱える相談窓口機関にとって、当事者が主体となって解決方法を探す行政書士による ADR は有効な解決の一つの選択肢となるのではないかと、との関心が寄せられ、当センターの運営方針などにも御理解をいただき、ペットとの共生について共に考え、様々な形式を通じて連携し、この事業に参加、協力させていただく流れとなりました。

この協力関係を発端として、当センターから当会による名古屋市推進事業への協力に発展し、令和 6 年 2 月 22 日の行政書士記念日に、当会主催の“ペットと人との共生を考える”をメイン・テーマとしたフォーラムを開催しました。フォーラムでは、名古屋市による講演のほか、行政書士が様々

な事情を抱えた飼い主のためにできることを紹介し、ADR という紛争解決の選択肢もあるということ、災害時のペット同行避難などの内容について取り上げると、市民の皆様から当会と ADR センターの活動に大きな期待と関心が寄せられました。

また、令和 6 年 8 月には、「名古屋市人とペットの共生サポートセンター」から、保護犬・保護猫活動をしている団体や個人、行政機関の方々を対象とした研修会に講師としてお招きいただきました。

そうだ！行政書士に相談しよう

2月22日 行政書士記念日フォーラム
ペットと人との共生を考える

～ ペットと寄り添い生きること
幸せなペットライフのために私たちができること～

記念日を同じくする「猫」と「行政書士」が手を取り合って、ペットと人が
高齢化社会においても快適なペットライフを目指す社会へ。
私たち行政書士がお手伝いします。

日時 令和 6 年 2 月 22 日 (木) 午後 1 時開始
午後 4 時 30 分終了 (開場 12 時 30 分)

会場 中区役所ホール (名古屋市中区栄 4-1-8 地下鉄栄駅 12 番出口より東へ 1 分) 入場 無料

内容 《基調講演》(名古屋市) 午後 1 時から
人とペットの共生するまち・なごやを目指して
《相談ブース》午後 3 時 30 分から
(例) ペットのための遺言・相続 / ペット後見・生前契約 /
保護猫カフェ経営 / ペット関連事業立ち上げ その他

ご相談ご予約・お問い合わせは
お気軽に、待ってるニャ！

(お問い合わせ)
愛知県行政書士会
名古屋市中区栄一丁目 15 番 30 号 ☎052-931-4068
(後援) 愛知県・名古屋市

た。具体的なイメージを掴んでいただくため、モデル事案を用意し問題解決の過程を調停形式で紹介しました。

さらに、本誌 25 ページのとおり 11 月には名古屋市主催のイベント、保護犬・保護猫飼い主応援セミナーへの講師や相談会への相談員派遣に当会が協力し、紛争解決面においては ADR センターの活動まで含めた、ペットを取り巻く総合的なサポートを目指す活動へと広がりを見せています。これらの活動から更に社会的ニーズに応えるべく、令和 6 年度の行政書士記念日事業では、“災害時におけるペット対策”をメイン・テーマに、災害時のペット同行避難などについての企画が検討されています。

このような流れを受けて当センターが今後目指すところは、行政機関の相談窓口が抱える市民トラブルの解決の選択肢として“行政書士による ADR”がある、ということをもっと広く認識していただくことに努め、信頼を確保することにあると考えています。当会の社会貢献事業の一環として、より真摯にセンター運営に取り組んでまいります。

2 特定和解合意についての対応と当センターの今後の展望

前述のような新たな取組・役割の広がりの方で、令和 6 年 4 月の ADR 法改正により、ほとんどの ADR 認証機関において特定和解条項を追加することで、和解合意書に執行力が付与できることとなりました。裁判所の命令により強制執行が可能となるこの制度の導入については、今後の ADR センターの運営全体に大きな影響を及ぼすとともに、存在意義の大きな転換点ともいえる状況になっています。

行政書士による ADR は対話促進型調停の採用により、双方当事者がじっくりと時間を掛けて解決策を模索するという過程を経た後に、合意書を作成することから、合意した内容が守られないという事案はこれまで見受けられず、当センターの活動からいえば、特定和解導入の必要性は必ずしも高いとは言えない状況にあります。

けれども、今後の社会状況の変化の中で、街の法律家として市民のニーズに応えていくことが私た

ち行政書士の使命だとすれば、特定和解の導入は必然的な流れということになり、当センターではその導入が決まり、現在規則等の整備を進めています。

法務省の規則改正ガイドラインでは弁護士からの法的アドバイスが受けられる体制の整備についても示されていますが、当センターでは当初から手続関与弁護士も調停の場に同席し、合意書の内容・作成まで確認する体制となっており、この点については整備する必要はありませんでした。整備の必要がある部分は、手続実施規程の中に、特定和解についての合意書と実施記録の謄写についての手続をどう盛り込むか、という点でした。これまで文書の閲覧・謄写の規程を持たない中での運営であったことから、今回の規程改正では特定和解合意書のみならず、特定和解の場合の実施記録の謄写についても検討する必要性がありました。この点については、実際の制度の運用がどのようになるのかが不透明な中で、実施記録の定義・範囲を明確にする、資料提出の当事者の資料公表同意をとっておくなどの検討が必要となり、法務省との事前協議を慎重に進めています。他方、手続実施者候補者が実際に取り扱う場面では、特定和解についての理解と慎重な取扱いが求められることから、担当者会議では今後の対応・課題など検討を重ねているところです。

本誌令和 6 年 11 月号 (No.624) の特定和解の意味の考察の中で言及されているように、司法における ADR の意味が「大きく変わることとなり」、これまで「裁判の一部を代替する手続」であったものが、本格的に「裁判を代替する手続」となったという点で、今後、社会の ADR への認識が変化することも予想され、執行力の付与による司法への関わりが深くなることにより、ADR に関わる行政書士、更には行政書士会全体として認識や理解を新たに必要があると感じています。当センターにおいては、行政との連携による新たな取組と活動の展開、特定和解制度の導入とともに ODR の運用への対応も進めており、社会に寄り添い柔軟な対応力を持った ADR センター運営を目指し、今後、より一層の研鑽を積んでまいります。



法教育推進委員会から

行政書士による法教育について ～学校との連携～

法教育推進委員会

委員 寺田 康子

1 法と教育学会への参加

令和6年9月1日に開催された法と教育学会第15回学術大会において、「外部専門家のいる新しい学校の姿」をテーマとしたパネルディスカッションが行われました。今回は、令和5年度の課題研究発表「法と教育をつなぐ新たな架け橋——スクールロイヤーの役割と法教育実践の可能性」の内容を受け、対象をスクールロイヤーから「外部専門家」に広げ、外部専門家が関わることで学校文化全体にどのような意識の変化をもたらし得るのか、外部専門家との連携により教員や児童・生徒にどのような意識の変化があったか等について議論されました。

教育関係者からは、法的な価値に関する内容を学校で取り扱うときに、外部専門家が関わることで授業内容が充実し、多面的な見方ができるようになるのではないかという意見がありました。また、研究者、実践者からは、学校に外部専門家が入っていくときの課題はこの20年変わっておらず、学校の教員と外部専門家がお互いにできることとできないことを確認した上でリスペクトし合い、児童・生徒のことを第一に考え、様々な外部専門家が有機的に学校に関わっていくことが大切であるということのほか、連携した授業作りから子どもたちがどう変わったのかを検証し取組を通して組織文化を作っていくこと、連携によりどのような取組ができるのかを考えていきたい等の意見がありました。中でも、教育は物語性を有するべきで、物語性を持った発展をするにはどうしたらよいか模索しているという意見は共感できるものでした。

2 行政書士による法教育の歩み

今回の法と教育学会で外部専門家との連携が取り上げられましたが、元教員である立場から、行政書士の連携について、これまでの経過と今後の期待について述べたいと思います。

「学校教育」を家庭や地域社会と連携・協力をして行うことに関しては、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等に記載があります。「法やきまり」に関する教育に関しても同様に、法律実務家との連携により実践が重ねられていくことが期待され、スタートしました。

行政書士による法教育授業は、学校教育や法教育推進の方針に沿って、平成21年度に東京都北区で始まりました。この授業は、行政書士の専門性や視点をいかし、教員と連携して実施されました。最初の授業は、一連のストーリーの中で、「きまり」について児童が考える内容でした。授業者の山賀良彦東京会会員（現法教育推進委員会副委員長）は、法教育と学校教育に関する検討を重ね、学校と連携して、図書館、環境、生物多様性などを題材とした法教育を考案されました。授業を見学した行政書士に向けて、常住豊東京会北支部支部長（当時、現日行連会長）からは、学校・教育委員会との連携、行政書士が法教育を行う意義について説明があった上、かねてから地域の教育に貢献できないか考えていたが、行政書士は行政法規や条例に関する法教育を行うのがよいのではないかと、制度主旨、教育現場の現状や課題、発達段階に配慮し、地域支援として未来までつながる法教育を創っていきたいという方向性が示されました。

当初からこのような形で始まった法教育授業は、ボトムアップ型で発展を続け、16年経過をした現在も継続して行われています。平成24年度には、東京会に法教育推進特別委員会が設置され、「あらゆる人に法情報提供を」を掲げ、学校や図書館で法教育の活動を行い、毎年9月に行われる「法と教育学会」分科会で実践報告をしています。令和2年度には、日行連に法教育推進委員会が設置され、単位会への情報提供・協力、問い合わせへの対応、活動費助成、その他、朝日学生新聞社発行の「おしごと年鑑」への協賛等を行っています。

3 現在の取組

現在は、多数の単位会において、学校等と連携した法教育の取組がなされています。テーマは、契約・成年年齢引き下げ・SNS・著作権・会社設立・農業・食品表示・図書館・公園・自転車・ドローン・スポーツに関する「きまり」など幅広く、許認可やADRの視点をいかしたテーマもあります。学校の課題や地域の状況に応じて、「法的なものの見方・考え方」を身に付けるための題材として、児童・生徒の身近なものを取り上げています。

茨城会では平成30年に、茨城県教育委員会と「法教育の実施に係る連携協力に関する協定」を結び、小学校・中学校・教員を対象とした授業を毎年実施しています。埼玉会では、地元の大学と包括連携協定を結び授業を実施しています。大阪会では少年院での授業も実施されました。

平成28年6月の選挙権年齢の引下げや令和4年4月の成年年齢及び裁判員対象年齢の引下げ等に伴い、法教育の必要性は近年ますます高まっています。

4 今後への期待

行政書士による法教育は16年目を迎えましたが、行政書士の特性をいかして学校と共に法教育を育て、法教育の目的に寄与すべく活動が行われていることに敬意を表しますとともに、これからも有意義な活動が続くことを期待しています。

実際に協力させていただいた学校長からは、「子どもたちを育てるのは学校の教員だけではないことを改めて実感し、専門に仕事をしているからこそ説得力があり、子どもたちの心を動かし、理解を深めることができる。地域の学校の教育活動を支援してほしい。」という言葉もいただいています。教育現場の要請に応えた、教員との丁寧な打合せに基づき実施した授業は評価されていると思われます。法と教育学会で取り上げられたことも念頭に置きながら、外部専門家として学校や教育行政との連携を深め、地域の法教育に体系的に協力できるとよいと考えています。

このように活動を続けていく中で、学校で行政書士の法教育授業を受けたことをきっかけに行政書士を目指し、試験に合格し登録した方がいると聞いています。今後は、その方々とも一緒に、新たな法教育が創られていくことを期待します。

登録委員会からのお知らせ

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなり、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に所属の行政書士会に御連絡いただき、所属の行政書士会の案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、所属の行政書士会に手続日程等を御確認の上、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、所属の行政書士会において翌月分の会費が発生する場合がありますので十分に御留意ください。

VOD 紹介「今後の入管に関わる行政書士のあり方について」

～ 今こそ見直そう中央研修所の研修コンテンツ! ～

<中央研修所>

今月は、業務研修〈外国人関連〉「今後の入管に関わる行政書士のあり方について」を紹介します。少子高齢化による人手不足が深刻化する中、外国人雇用は企業にとって不可欠なものとなりつつあります。特定技能制度の創設など、外国人に関する法制度は日々変化しており、行政書士の取組業務はより一層の専門性と対応力が求められています。

本研修は、外国人の「受入制度」について、行政書士が日々の業務でどのように関わっているのか、取組や正確な申請方法などを学び、受講者自身に考えていただく機会とすることを目的としています。

外国人関連の分野に関心があり専門知識の習得を目指される方はもちろんのこと、この分野を業務として取り組まれている方にも新たな気付きや参考になる内容が詰まっている研修となっていますので、この機会に是非御視聴ください。

● 研修情報 ●

✎ **講義内容** (役職は収録当時のものです。)

〈第一部：基調講演〉

テーマ：「入管法改正及び共生社会の実現等について」

講師：佐々木 聖子 氏 (公益財団法人入管協会 理事)

〈第二部：実務者によるパネルディスカッション〉

モデレーター：古城 良 会員 (日本行政書士会連合会 国際・企業経営業務部国際部門)

パネラー：佐々木 聖子 氏 (公益財団法人入管協会 理事)

パネラー：山脇 康嗣 氏 (さくら共同法律事務所 弁護士)

※令和6年2月26日に開催したオンラインセミナーの講義内容を収録したものです。

✎ **講義時間**

約3時間

✎ **受講料**

無料



■ 研修の概要

〈第一部〉

初代出入国在留管理庁長官 佐々木聖子氏が語る

「入管法改正及び共生社会の実現等について」

初代出入国在留管理庁長官の佐々木聖子氏に、「**行政書士しかない!!**」という、行政書士だからこそ果たせる役割をお話しいただいています。

本来、外国人の「受入制度の確立」と「共生社会実現のための体制整備」は両輪であるべきですが、日本では外国人の「受入制度の確立」が先行して行われてきました。出入国在留管理庁は、在留支援の部署を設け「共生社会実現のための体制整備」がようやく追い付いてきています。

従来、行政書士は受入制度を十分に理解している専門家として、その手続のお手伝いの場面で活躍してきました。これからは、共生社会実現のために行政書士の知見がいかされることが期待されています。

なぜ、行政書士がそこに携わっていきべきなのか？ それは、行政書士が誰よりも外国人や関係者に寄り添っている専門家だからです。在留資格はもちろん、外国人たちの企業や許認可手続等のビジネスの場面、子供たちの進路に関するアドバイス、外国独特の宗教の宗教法人化のお手伝い等の生活の場面と様々な場面で外国人たちと関わっています。

第二部で出てくる「寄り添い」「聞き上手」というキーワードを意識しながら受講されると、より理解が深まるのではないのでしょうか。

〈第二部〉

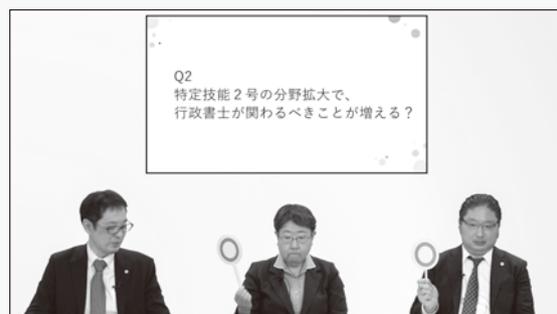
佐々木聖子氏、山脇康嗣弁護士による**熱血ディスカッション!!**

入管業務に携わっている行政書士であれば誰でも知っている**二大巨頭**

初代出入国在留管理庁長官 佐々木聖子氏

入管制度について「詳しい」を通り越して精通しているスーパー弁護士 山脇康嗣氏

「特定技能の分野の追加」、「技能実習から育成成就労へ」、「外国人材を活用していくには」等の10の質問に対し、お二人に○×の札を挙げてもらい、各シーンにおいて行政書士がどのように関わっていきべきか、どのような役割を果たしていきべきか、そのためにはどのような知識やスキルを身に着けておかなければいけないかを熱く語っていただいています。



《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記 QR コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧>業務研修>外国人関連>〈外国人関連〉今後の入管に関わる行政書士のあり方について」を選択し、該当講座を受講。



↑ 研修サイト QR コード

第37回 種々の遺言形態について

<法務業務部>

(担当：浅草公証役場 公証人 澤野芳夫)

今回は、遺言公正証書以外の種々の遺言形態について検討していきます。



花野かおり先生

ユキマサくん、明けましておめでとうございます。ユキマサくんとミネルヴァくんとのマスコット座談会が始まって4回目のお正月になりますね。

はい。毎回、楽しく勉強しています！



ユキマサくん

ユキマサくんはとても優秀なので、こちらの方が教えられることが多い感じです。



ミネルヴァくん



私は年始の挨拶で出掛けますが、ゆっくりしていいね。



いってらっしゃい！さて、早速けどミネルヴァくん、遺言には遺言公正証書以外にも種々の形態があると聞いたけど、どのようなものがあるのかな。

自筆証書遺言（民法 968 条）、秘密証書遺言（民法 970 条）、一般危急時遺言（976 条）、難船危急時遺言（民法 979 条）、伝染病隔離者遺言（民法 977 条）、在船者遺言（民法 978 条）がありますが、あまり利用されないものもありますので、今回は、秘密証書遺言と一般危急時遺言について検討したいと思います。なお、自筆証書遺言も重要で、よく利用される遺言形態ですが、第2回（本誌 2022年2月号 (No.591)）の「公正証書遺言と法務局保管の自筆証書遺言」で詳しく述べているので、今回は省きます。



ミネルヴァくん



随分たくさんの種類の遺言形態があるんだね。ところで、秘密証書遺言というと、何かすごく秘密にしておかなければならない遺言のように聞こえるし、秘密が守られる程度が遺言公正証書よりも高いように思えるのだけれど、どうなのかな。

確かに、公証人や証人にも知られたくない秘密が記載される場合もあるかもしれませんね。ただ、遺言公正証書であってもその作成に立ち会う公証人、証人には、守秘義務が課されているので、遺言の内容が外部に漏れることは全くありませんし、公正証書作成後は、原本を公証役場で厳格に管理し、遺言者本人が生存中は、本人以外には閲覧、謄写をさせないため、遺言者の子や配偶者であっても閲覧、謄写することはできません。遺言者の死亡後は、相続人、受遺者であることを証明した場合に限り閲覧謄写ができるのです。このように、遺言公正証書が秘密保持の点において秘密証書遺言に劣っているとはいえないと思います。



ミネルヴァくん



秘密証書遺言は、具体的にはどのような手順で作成されるのかな。

まず、遺言者が自ら又は第三者が記載した遺言証書に署名押印し、それを封筒の中に入れ、封をした上で証書に用いた判で封印します。



ミネルヴァくん



ちょっと待って、遺言書の本文は自筆で書かなくていいのかな。第三者に書いてもらってもいいの？

自筆証書遺言の場合は、本文は必ず自筆で書かなければいけません。秘密証書遺言の場合は自筆で記載するとの要件はありません。また、日付を記載する必要もありません。その他、秘密証書遺言では、封印された封筒に公証人により封紙が貼付されますが、その封紙にはその証書が提出された日付及び遺言者の申述（それが自己の遺言書であること、第三者によって書かれているときはその筆者の氏名及び住所を申述します。）が記載され、更にその封紙に二人以上の証人、遺言者、公証人がそれぞれ署名押印します。



ミネルヴァくん



公証人が作成に関与する
ようだけど、公証人は、
遺言の内容は見ないの？

はい。公証人は内容を見る
ことができません。したがって、
公証人のチェックはないこと
になるので、そのことにより
方式違背等で遺言が無効とな
るというリスクはあります。



その他、遺言公正証書と
の違いはあるのかな。

秘密証書遺言では、遺言執
行のために、家庭裁判所に検
認の申立てをする必要があ
ります。また、遺言書原本が
公証役場に保管されること
もありません。遺言者本人
が保管することになります。
したがって、秘密証書遺言
を紛失した場合、公証役場
に謄本を請求することがで
きません。



そうすると、遺言公正証
書の方が遺言者にとっては
メリットが多いように見え
るね。秘密証書遺言のメリ
ットは何だろう？

メリットと言えるか分かり
ませんが、秘密証書遺言の
手数料は一律1万1,000
円です（公証人手数料令28
条）。相続財産が多額であ
ったり受遺者が複数あった
りして遺言公正証書では手
数料が多額になる場合があ
るのですが、秘密証書遺言
ではそれを避けることができ
るということがあるかもしれ
ません。ただ、前記のように
秘密証書遺言のリスク等も
考慮すると、公証役場とし
ては、遺言公正証書をお勧
めするのが通常だと思います。



あと、一般危急時遺言とい
うのはどのような遺言なの
かな。

疾病その他の事由によって
死亡の危急（危険のこと）に
迫った者について認められ
る遺言です（民法976条）。
証人三人以上が立ち会い、
そのうちの一人に遺言の趣
旨を口授し、その口授を受
けた者がこれを筆記して遺
言者及び他の証人に読み聞
かせ、又は閲覧させ、各証
人がその筆記の正確なこと
を承認した後、これに署名
押印するものです。公証人
は立ち会いません。



それだけで効力が生じる
の？

遺言が効力を生じるため
に、当該遺言の作成の日か
ら20日以内に証人の一人
又は利害関係人から家庭裁
判所に請求してその確認を
受けることが必要です（民
法976条4項）。



公証人を呼ぶ時間もない
くらいに急を要する場合に
利用できる制度だね。遺言
者が死亡の危急状態から
脱却した場合はどうなるの
かな。

病状が回復して、普通の
方式によって遺言をするこ
とができるようになったとき
から6か月間、遺言者が生
存している場合は、一般危
急時遺言は効力を失います
（民法983条）。したが
って、その6か月の間に遺
言公正証書等を作成する必
要があります。実際、花野
かおり先生も、末期の癌の
患者さんが遺言を作成した
ケースで、行政書士の先生
及び他の二人が証人とな
って一般危急時遺言を作成
したが、その方の病状が一
時、回復したので、病院に
赴いて遺言公正証書を作成
した経験があると言ってい
ました。



いろいろと教えてくれて
ありがとう。参考になっ
たよ。



ユキマサくんは、コスモス
通りの事務所に戻り、まも
る先生に報告しました。そ
れからまもる先生とユキマ
サくんは、町内会のもちつ
き大会に出掛けました。



まもる先生

秋桜日記

～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のない新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感していく過程を描くものである。

主な登場人物

中島 涼介 (30 歳) 行政書士として業務経験も積んできた開業 3 年目の行政書士

許認可業務や相続業務などを中心に行ってきたため、特定行政書士になる必要性を特に感じていなかった。開業当初から山田先生を師と仰ぎ、業務はもちろん人生についても相談している。

野村 泰久 (33 歳) 中島と同期の行政書士

特定行政書士は仕事にならないから不要だと考えていたが、将来を考えて特定行政書士になることの重要性に目覚めた。

山田 賢人 (54 歳) ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度がスタートした当初から、特定行政書士の将来性について熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテランに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生である。

山田 麻衣 (25 歳) 山田先生の娘で特定行政書士

受験勉強開始当初から、特定行政書士になることを目指して勉強し、見事に学中に行政書士試験に合格した才女。父親が所長を務める山田事務所の副所長として活躍中。

に合わせようとスタッフ全員が電話にかかりきりになる。

「まったく、入管の電話はなかなかつながらないなあ。」

そうぼやきながら何度も電話をかけつつ別の案件のメールを書く、という状況も当たり前になっている。

18 時近くになると、来客も帰り、電話応対も一段落する。

ここから、案件ごとの進捗状況の確認や、新規案件の情報を共有するためのミーティングを行うのが山田事務所の一日の締めだ。

「では、A 社の建設業の新規許可の件と、B 社の経営事項審査の件は、問題なく予定どおりね。」

そう言いながら事務所の事件簿に進捗状況を記入するのは、副所長である麻衣の役目だ。

「税理士事務所から紹介していただいた医療法人の設立の方はどう？ 申請の事前相談がそろそろ始まるけど、打合せは順調かしら？」

「相続の件について戸籍の収集が完了したら、法定相続情報の証明書を法務局で取得しておいてね。それと遺産分割協議書の案文を作成してね。」

「ハウスメーカーから頼まれた開発許可と農地転用の許可が下りたはずだから、司法書士の先生に移転登記をお願いしておいて。それから許可証は建築確認に必要なだから担当者にファックスしておいてね。」

「それから、C 社の運送業の事業変更認可申請の件だけど、駐車場予定地の契約と農地転用の許可申請はどんな感じかしら？ 地主さんから使用承諾書をもらうのは、依頼者さんなのか、うちなのか、確認しておいて。」

「あと、会社設立の定款認証について、公証役場との打合せはどんな感じかしら？ 電子認証に必要な委任状の押印と認証の予約とか、スケジュール確認しておいて。今度の一粒万倍日が設立予定日だから、司法書士の先生の都合も確認してね。」

多様な案件をテキパキと捌いていく麻衣の様子を見ながら、山田は満足そうに微笑んだ。

所長室に戻って書類の確認をしていると、麻衣がノックもせずに入ってきた。

「おいおい、ノックぐらいしなさい。」

そんな言葉を無視して麻衣は手に持った大きめのファイルを見ながら、受任中の案件について一気に捲し立てた。

「はいはい、了解しました。何か困ったこととかは無さそうだね。うん、順調順調。」

第二十話：～枝葉より根本～

夕方の山田事務所は、外出先からスタッフが戻ってきては書類の整理をしたり、関係各所への連絡対応に追われたりする時間帯ということもあり、割と忙しい。

「連絡が遅くなりまして申し訳ありません。その件につきましては、必要書類をまとめて一覧にしてメールを送りますので……」

「その件につきましては、明日の 10 時に書類を届けますので、よろしくをお願いします。」

「では、明日の午後 3 時に、事務所でお待ちしていますので、その際に会社の実印をお持ちください。どうぞよろしくお願い致します。」

依頼者との連絡はメールや SNS でのやり取りが多くなってきたので、時間の制約がなくなってきているが、申請先の行政機関とのやりとりは今でも電話が基本である。17 時 30 分までを受付時間としているところも多いため、なんとか間



「は一、まったくパパったらいい気なもんね。これだけの案件を滞らせることなくこなしていくのは、結構大変なのよ。」

報告を終えて娘の顔になった麻衣は、所長室の応接セットのソファに深く腰掛け、手足を思い切り伸ばした。

「ふあーっ、疲れたー」

「おいおい、お前も良い年頃なんだから、もっと上品にしないか。」

無防備にくつろぐ娘の姿をみると、しょうがないと呆れると同時に、一緒に事務所で働くことの幸せも感じていた。

「先生、お疲れ様でした。お先に失礼します。あっ、それと中島先生と野村先生、少し遅れるって連絡ありましたが、そろそろ到着するみたいですので、後はよろしくお願いします。」

ベテランスタッフの裕恵さんがそう言いながら、ドアを閉めつつ麻衣に小さく手を振っているのが見えた。

麻衣が小学生の頃から事務所で働いているスタッフは、麻衣にとって親戚の叔母さんのような存在である。麻衣が行政書士になって事務所で働くことになったときに、一番に喜んでくれたのは裕恵さんであった。

「えっ、これから二人が来るの？」

思わぬ来客に目を輝かせて麻衣はソファから勢い良く立ち上がった。

「あー、うん、そうなんだよ。何だか相談事があるらしくて。」

「へー、じゃあ、ちょうど良い時間だし、今日は金曜日だから、どこかに行こうよ。」

そう言いながらスマホでお店を探し出した。

「おいおい、まずは二人の話を聞いてからだだよ。お前は色気よりも食い気だな。」

そんなやり取りをしていると、事務所の玄関のベルが鳴った。ほとんどのスタッフが帰宅した後なので、所長室のインターホンから直接応答した。それとほぼ同時に麻衣が玄関に走って行った。

「先生、御無沙汰してます。お忙しいところ、お時間をいただきありがとうございます。」

そう言いながら二人は駅前で買った手土産の袋を差し出すと、麻衣がすかさずそれを手に取った。

「わーい、ありがとうございます。」

「こら！ はしたない。」

「良いじゃない、知らない間柄じゃないんだし。ねっ、中島先生。」

笑いながらお茶を入れに給湯室へ消えて行った。

「まあ、とりあえずゆっくりしてよ。」

二人の近況を一通り聞いていると、麻衣がお茶とさっきもらったばかりのお菓子を持って戻ってきた。

並んで座る中島と野村の向かい側に、山田親子が座った。

「そういえば、二人とも、今年の特定制度行政書士の法定研修はちゃんと申し込んだの？」

一番年下の麻衣が、先輩風を吹かせながら聞いた。

「もちろん。今年も研修はオンラインで受講できるから、今それを視聴しているんだ。」

元々は、会場に集合しての研修会だったが、コロナ禍でオンライン形式に変更となっていた。特定制度行政書士法定研修に限らず、様々な研修会がオンラインで受講可能になったことは、自由に時間配分ができるため、忙しい実務家にとってはありがたい変化である。

「久しぶりにちゃんと勉強している気がします。」

お茶を手に取りながら野村はしみじみと言った。

「ほー、それは良いことだね。我々実務家は目の前の業務に追われて、それをこなすための情報収集に時間を取られてしまう。もっと大事な根っこというか、業務の幹になる基本的な勉強については、手が回らないのが現実だ。でも、それだと、枝葉の部分だけにしか目がいかなくなって、大きくなることはできない。やっぱり根本にしっかりと栄養を与え続けることが大切だ。そうすれば、どんなことでも対応できる実力がつくし、実務への応用もできるようになるからね。その意味でも、特定制度行政書士の研修は良い機会だね。」

山田は大きく頷きながら話すと、お土産のお菓子を頬張った。

「全くそのとおりです。行政行為の公定力なんて言葉、久しぶりに聞きました。」

「あら、そんな行政書士にとっては日常用語でしょ。しっかりしてよ。」

中島をからかうように麻衣が笑った。

「まあ、私だってもう長いこと行政書士をやっていると、自分の経験に頼りがちになってしまうんだ。前にこうだったから、今回もこれで良いはず、なんていう風にね。それが当てはまることももちろんあるが、やはりその時点での法令をきちんと確認して、最新の情報を確認することは欠かせないんだよ。基本的なことをきっちりと学んでおけば、枝葉の情報をアップデートすることなんて簡単にできるよ。」

「あら、パパったらいつも私に教えてくれて聞いてくるくせに。」

「こら、それはお前の知識を試しているんだよ。」

微笑ましい親子のやりとりを見ながら、中島が野村の顔をちらっと見た。

「先生、実はちょっと相談がありまして、今日は伺いました。」

野村が意を決したように切り出した。

「実は、この前ちょっとだけお話ししたとおり、結婚を前提にお付き合いをしている彼女のことなんです。」

「ほー。」

そう言いながら、同時に前のめりに身を乗り出す山田親子を見ながら、中島は心の中でつぶやいた。

「親子だなあ。」

行政書士達の奮闘は続く。第二十一話、乞う御期待！



1日

金

四国地協との連絡会

11日

月

特定行政書士研修委員会

【協議事項】

- (1) 考査結果について
- (2) その他

5日

火

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数(91件)
- (2) その他

13日

水

正副会長会

【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 令和7年単体会賀詞交歓会等の対応について
- (3) その他

6日

水

許認可業務部**社労税務・生活衛生部門会議**

【協議事項】

- (1) 全国担当者会議について
- (2) 地域社会の課題解決について
- (3) 関係省庁への訪問について
- (4) 提言について
- (5) VODについて
- (6) その他

常任理事会(～14日)

【合議事項】

- (1) 理事会の議案等について
- (2) 本年度特定行政書士法定研修の考査結果について
- (3) 文書の閲覧・写しの請求申請について
- (4) 「月刊日本行政」の献本先への送付方法について
- (5) 東京入管・警視庁・日行連の三者協定について
- (6) 「中小企業の情報セキュリティ普及推進協議会」への参加
- (7) その他

7日

木

北海道地協との連絡会(～8日)

8日

金

法規監察部会

【協議事項】

- (1) 照会案件等について
- (2) 監察案件等について
- (3) その他

申請取次行政書士管理委員会

【協議事項】

- (1) 警視庁・東京入管・日行連の協議会設置について
- (2) 異議申立案件について
- (3) 次年度申請取次関係研修の開催について
- (4) その他

14日

木

法改正推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

大規模災害対策本部会議**【協議事項】**

- (1) 新聞広告の掲載について
- (2) 被災者支援活動報告に基づく支援金の支給状況について(山形会)
- (3) その他

理事会(～15日)**【議案】**

- (1) 日本行政書士会連合会大規模災害等の対策に関する規則の一部改正(案)について
- (2) 解説 行政書士職務基本規則(案)について
- (3) 行政書士会補助者規則(準則)(案)について
- (4) 日本行政書士会連合会改正行政書士法対応委員会規則の一部改正(案)について
- (5) 会費規定の見直し検討について

21日

木

関東地協との連絡会(～22日)

25日

月

福祉関係業務に関する全国担当者会議

28日

木

広報部会(～29日)**【協議事項】**

- (1) 制度 PR ポスター関連事項について
- (2) 日本行政関連事項について
- (3) 全国広報担当者会議について
- (4) ホームページ関連事項について
- (5) 宝くじ協会助成申請について
- (6) 広報月間活動報告について
- (7) 記念日事業について
- (8) その他

15日

金

ADR推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 課題検討協議会について
- (2) 調停スキル研修について
- (3) 模擬 ODR について
- (4) その他

30日

土

法教育推進委員会**【協議事項】**

- (1) 沼津市立図書館での遺言講座について
- (2) 川越西高校での法教育について
- (3) 単位会が実施する法教育について
- (4) 日本行政執筆について
- (5) 研修サイトについて
- (6) 次年度の取組について
- (7) その他

18日

月

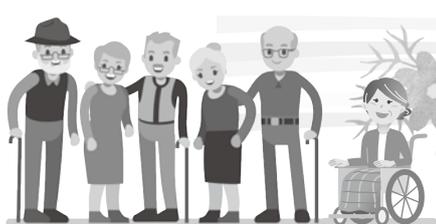
登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(106件)
- (2) その他

選挙管理委員会**【協議事項】**

- (1) 次年度会長選挙について
- (2) その他

九州地協との連絡会(～12月1日)



公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 第14回定時社員総会報告

令和6年10月30日、虎ノ門タワーズオフィスにて公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター第14回定時社員総会が開催されました。正会員2,402名中、委任状及び議決権行使者を含め1,797名が出席し、議案審議を経て全ての議案が可決されました。以下、各議案についてその概要を報告いたします。

報告事項 第14期事業報告

重点項目として、事業計画に掲げた取組についての報告は以下のとおり。

(1) 【計画】 都市部に偏在しない行政書士の特性をいかし、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を図るため、日行連と連携しながら、47支部設置に向け各単体会及び関係団体と協議を行う。特に岡山県、佐賀県、島根県での支部設置を目指す。また、会員数2,400名を目指す。

【報告】 昨年に続き、日行連を通じ、支部未設置単体会のうち北海道、東京都、岡山県の代表者との意見交換を行った。佐賀県支部設置に向けて、隣接する福岡県支部が佐賀県行政書士会・福岡県行政書士会との三者協定を締結し、佐賀会会員に対する入会前研修など支部設置に向けたサポートを行っている。

(2) 【計画】 地域の多様なニーズに応えるため、法人として成年後見等を受任できる体制を複数支部で整備する。また、法人後見を通して基金を活用した困難案件への支援を開始する。

【報告】 モデル支部として、大阪府支部では法人後見の受任体制を整備し、初めての受任が実現した。さらに、神奈川県支部においても具体的な検討が進められた。

(3) 【計画】 より質の高い研修を会員に提供する。義務研修10単位分のコンテンツ、入会前研修の見直しを進める。

【報告】 業務に必要な法律の理解を中心とし、利用者側の特性理解、コミュニケーション力の向上に資するため、VOD研

修システムに掲載するコンテンツを充実した。また入会前研修について細部の見直しを行った。

(4) 【計画】 不正防止の取組として、受任報告未提出ゼロ、定期報告長期未提出者ゼロに向けた取組を強化する。また、個別に指導を必要とすると判断した業務報告事案に対しては迅速かつ有効な対応を図る。

【報告】 業務報告の長期未提出者に督促を行い、更に各支部にも対応を依頼した。業務報告を未提出のままの退会を留保し、報告義務のある期間の報告を求めた。受任件数報告を促すチラシを作成し、定時社員総会の議案書に同封し全会員へ送付した。

事前質問への回答(抜粋)

【質問】 業務報告書の確認は、現在、全て本部で行っていますが、今後、不正防止の取組として何か有効な対策は検討されているのでしょうか。

【回答】 不正の可能性が高いのは、業務報告を行わない会員や報告が遅れる会員であると業務管理参与からも意見が出ていることから、業務報告未提出をなくすることが最大の不正防止の取組となると考えますので、未提出者なくすことを一層強化してまいります。全国組織の専門職団体として一律に同じ基準や方法で業務管理を行うことが重要と思料します、その上で本部が中央集権的に業務管理を行うことが現状では適していると考えます。

【要望】 今後、人口密集地などで大規模災害が発生した場合など、会員や支部としてどのような対応ができるかについて、御検討ください。

【回答】 日行連でも、令和6年9月25日に「大規模災害時の被災時自治体への支援に関する協定」を内閣府との間で締結し、災害復興支援員(仮称)を被災自治体に派遣することなどを盛り込んだ「大規模災害等の対策に関する規則」の大幅な改正を検討しているところです。この改正案には当法人との連絡調整についても盛り込まれており、大規模災害発生時に成年後見分野において機能することが期待されているものと考えます。

これらの動きを参考に、短期的、中長期的な支援活動を含め、対応策を検討してまいります。

第1号議案 第14期決算報告(概要)

詳細はホームページにて公表しています。

(単位：千円)

科目	当年度	前年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
会費入会金収入	61,824	55,394
事業収入	28,833	29,340
その他収入	6,314	16,409
経常収益計	96,971	101,143
(2) 経常費用		
事業費	69,652	60,173
管理費	31,952	29,510
経常費用計	101,604	89,684
当期経常増減額	△ 4,633	11,459
2. 経常外収益増減の部		
当期経常外増減額	0	0
法人税等支払額	242	117
当期一般正味財産増減額	△ 4,875	11,342
一般正味財産期首残高	112,456	101,114
一般正味財産期末残高	107,580	112,456
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	10,833	
指定正味財産期首残高	0	
指定正味財産期末残高	10,833	
III 基金増減の部		
基金期末残高	620	
IV 正味財産期末残高	119,033	113,076

第2号議案 定款変更(案)

社員総会資料の電子提供制度を導入するためとした変更を行った。来年の総会から対応予定である。

第3号議案 役員を選任について

本定時総会終結の時をもって任期満了となる監事1名について、樋渡信也監事が再任された。

参考 第15期事業計画

【重点項目】

- (1) 都市部に偏在しない行政書士の特性をいかし、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を図るため、日行連と連携しながら、47支部設置に向け各単体会及び関係団体と協議を行う。また、会員数3,000名を目指す。
- (2) 個人では業務の遂行が著しく困難と思われる事情が存在する事案に対応するため、法人として成年後見等を受任できる体制を複数支部で整備する。法人後見の実施を通して公益社団法人と

しての社会的責任を果たす。

- (3) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護の推進を図る人材たる会員の資質向上のため、高品位の研修を企画・実施する。そのほか、義務研修10単位分のコンテンツ、入会前研修の見直しを進める。
- (4) 不正防止の取組として、受任件数報告未提出ゼロ、定期報告長期未提出者ゼロに向けた取組を継続する。また、個別に指導を必要とすると判断した業務報告事案に対しては迅速かつ有効な対応を図る。
- (5) 当法人の規模が拡大するにつれて、外部から、会員に関する苦情が増加しつつある。成年後見制度に対する信頼及び制度を利用する方の権利を擁護するため、苦情処理に関する体制を整備し明確化する。

参考 第15期収支予算

令和6年7月理事会承認。詳細はホームページにて公表しています。

(単位：千円)

科目	予算額	前年度予算額
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
経常収益計	98,920	93,352
(2) 経常費用		
経常費用計	97,900	89,745
当期経常増減額	1,020	3,907
2. 経常外収益増減の部		
当期経常外増減額		
法人税等支払額		
当期一般正味財産増減額	1,020	3,907
一般正味財産期首残高	103,000	135,934
一般正味財産期末残高	104,200	139,841
II 指定正味財産増減の部		
III 基金増減の部		
当期基金増減額	0	100
基金期末残高	620	720
IV 正味財産期末残高	127,640	141,627



行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各単位会において、必要に応じてそれらを組み合わせ活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



会員の動き

登録者数 (令和6年11月末日現在)

合計	52,950名			
内訳	男	44,131名	女	8,819名
個人事務所開業	男	41,465名	女	7,870名
行政書士法人社員	男	1,972名	女	407名
個人使用人行政書士	男	356名	女	268名
法人使用人行政書士	男	338名	女	274名

法人会員 (令和6年11月末日現在)

法人会員数	1,454
法人事務所数	1,713
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,234
従たる事務所数	479

異動状況 (令和6年11月中の処理件数)

新規登録	合計	211名			
	内訳	男	161名	女	50名
登録抹消	合計	113名			
	内訳	男	104名	女	9名
抹消内訳	廃業	79名			
	死亡	32名			
	その他	2名			

御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合には、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中のバックナンバーを希望される場合、在庫管理上、直近発行号を含み最長6か月までとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS (成田)

27年前の初冬の欧羅巴。関西発のツアーで訪れたロンドンにて、徒歩で渡ったタワーブリッジ。パリのエッフェル塔の眼下に広がる景色は建物と庭園等が見事に調和し、新旧の建造物が融合されたルーブル美術館の中庭には、夕陽で虹色に輝くガラスのピラミッド。

シテ島にあるノートルダム大聖堂には、大火による焼失前の塔が凛と立ち、バラ窓のステンドグラスは圧巻の荘厳さ。凱旋門の上部まで続く螺旋階段を上り、強風の中で見渡したパリの街並みは放射状に美しく広がっていました。

バチカン市国ではサン・ピエトロ大聖堂の円形ドームの回廊を巡り、屋上には遠くを見据えたキリストと聖人の像が威容を誇りながら広場を見下ろします。

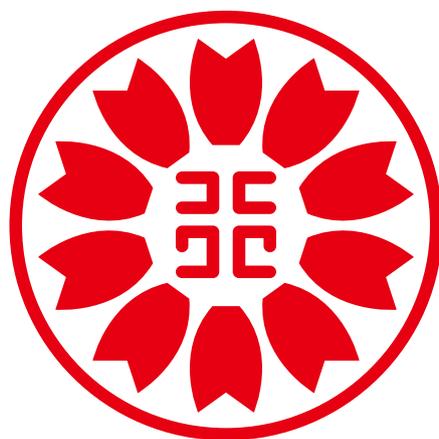
建造物が融和し合う街並みは、俯瞰する視点の重要性に気付かせてくれました。常に全体を捉えつつ、個の部分への配慮も忘れず、自分自身の立ち位置を見極めて、誠実に物事を進めていくことが肝要です。今年も発展の年でありますように！

月刊 日本行政 1月号

第626号 令和6年12月25日発行

発行人 常住 豊
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 相羽 利子
 次長 鷗沼 理人
 部長 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 中嶋 章雄



月刊 日本行政 1月号

令和6年12月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：常住 豊

編集人：相羽 利子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階